

平成16年3月25日

青森県知事 三村申吾 殿

平成15年度「青森県行政改革大綱の推進状況に関する助言」
について

当委員会は、標記について、分科会における討議を含め審議を行ってき
ましたが、この程、取りまとめを行いましたので、別添のとおり提出しま
す。

青森県行政改革推進委員会

委員長	中橋 勇一	
委員長職務代理者	野月 ひさ子	
委員	天内 良子	神 久治
	石岡 千鶴子	新町 正之
	石田 隆志	清野 優美子
	小川 千恵	高山 貢
	長内 幸子	田中正子
	柏谷 弘陽	中山 安弘
	川村 数彦	細越 善次郎
	木村 勝弘	程川 竜児
	工藤 雅世	升田 世喜男
	黒瀬 信夫	松野 美智子
	児山 正史	三浦 賢治
	佐々木 義樓	山縣 勝彦
	佐々木 孝昌	山上 義信
	塩野 勝幸	山谷 文子

平成 1 5 年度

青森県行政改革大綱の推進状況に関する助言

「青森県行政改革大綱の推進状況に関する点検評価報告」
(最終ステージ)

平成 1 6 年 3 月

青森県行政改革推進委員会

目 次

今次の青森県行政改革大綱の推進状況に関する総括的所見	1
今回の点検評価の方法と今後の課題	3
青森県行政改革大綱の推進状況に関する点検評価（最終ステージ）	1 1
公正で透明な開かれた県政の推進	1 3
1 行政手続制度等の充実	1 5
2 情報公開の推進	1 6
3 情報発信機能の充実	1 7
4 県民参加の推進	1 8
県民本位の行政サービス提供の推進	1 9
1 行政手続の簡素化	2 1
2 窓口及び公共施設のサービスの向上	2 2
3 出先機関等の機能の充実	2 3
7 その他	2 5
簡素で効率的・効果的な行財政運営の推進	2 6
1 出先機関の抜本的見直し	3 0
2 事務処理体制の見直し	3 2
3 職員数の適正化	3 3
4 職員給与の適正化	3 4
5 財政の健全性の確保	3 5
6 効率かつ計画的な財政運営	3 6
7 公共工事コストの縮減	3 9
8 民間委託等の推進	4 0
9 公社等の見直し	4 1
1 0 事務手続等の改善	4 3
1 1 その他	4 5
時代変化へ対応する県政の推進	4 6
1 自治の基盤の整備	4 9
2 市町村の行政体制の整備の推進	5 3
3 市町村との連携協力の推進	5 5
4 隣接道県との連携強化	5 6
5 民間との連携・協働へ向けた取組の推進	5 7
6 環境に配慮した行政の推進	5 9
推進状況の評価結果一覧（最終ステージ）	6 0

今次の青森県行政改革大綱の推進状況に関する総括的所見

平成15年度は、今次の青森県行政改革大綱（平成13年11月改定）の取組期間の最終年度に当たることから、その3年間にわたる行政改革の取組の点検評価の視点から、行政改革大綱レベルで点検評価を行った。以下、その総括的所見を述べる。

今次の行政改革大綱の取組期間であるこの3年間は、公社等の経営管理問題、県境産業廃棄物問題など、行政への信頼を揺るがすような問題が生じたり、急速に財政危機が進んだ時期である一方、県民の行政への関心の持ち方や参加意識が高まった時期でもある。

今次の行政改革大綱においては、行政改革の基本的課題に向けて改革を推進していくため、4つの項目を行政改革の推進項目として定めていた。それぞれの評価結果について総括すると、「公正で透明な開かれた県政の推進」及び「簡素で効率的・効果的な行財政運営の推進」に関しては、計画していた事項についてはかなり前進したと認められるが、「県民本位の行政サービスの推進」及び「時代変化へ対応する県政の推進」に関しては、その具体的効果の面からすると若干疑問が残るといった結果となった。

今回、点検評価の際に用いた行政改革実施計画は、各年度毎に実施計画を作成して自ら進行管理できる資料になっており、その方式づくりに本委員会も提言等の形で加わったということなどを含め、以前に比べれば非常に前進していると評価する。

今回行った点検評価方法が必ずしも十分なものであったわけではない。それでも、その計画を具体的に実施したかどうかについては積極的に評価できるものの、その成果や効果となると、評価が低くなるという傾向が見られ、このことから、行政改革大綱の組立てが適当なものだったのかというひとつの論点を指摘できる。

今次の行政改革の取組は4つの推進項目の評価の「まとめ」において、「73点」となり、ある程度良い評価ではあるが、全体的にみて状況が好転しているかということ、必ずしもそうとも思われない。

もちろん、個別の項目について実施したかという観点からは、基本的に実施はしていると認められるが、それが効果を上げているかどうか、住民の満足につながっているかどうかという観点からは、今ひとつ、十分には納得できない部分があることに気付く。

個々の取組により行政自体の動きがよくなったり、効率的になったりするかということについては、その個々の取組だけでは限界があり、これを克服するためには、行政改革大綱とその実施計画の組立てに、より工夫が必要である。同時に、県民の視点で、県民が望む行政の主体への改革を、県民が求めるスピードで行うのは大変難しいということでもある。

今後の行政改革は、県民の視点に立ち、その改革目標を定め、この目標に照らして必要な具体的取組が形として出てくるような大綱の組立て方をして、県職員はもとより、県民の参画意識に応え、官民が協働するものとしていかなければならない。そのためにも、必要な行政情報をつくり出し、これを共有していくことが重要なポイントのひとつである。

今年度初めて実施した点検評価は、手探りで試行的に始めたものであったものの、いろいろ限界がある中で、個別項目から積み上げたものであり、意義のあるものとする。

今回の点検評価で、特に取組が前進したと評価できるもの、反対に推進状況が十分であるとは評価できなかったものについて、一応の区別ができたと思うのでこれを掲げておきたい。

最終ステージにおいて、特に取組が前進していると評価されたもの

推進項目	取組項目	取組事項	評点
公正で透明な開かれた県政の推進	1 行政手続制度等の充実	(1)行政手続制度の円滑な運用	8 0
		(2)法令適用事前手続の導入	8 7
	2 情報公開の推進	(1)情報公開制度の円滑な運用	8 1
		(2)個人情報保護制度の円滑な運用	8 0
県民本位の行政サービス提供の推進	3 出先機関等の機能の充実	(3)交番・駐在所の機能強化	8 0
簡素で効率的・効果的な行財政運営の推進	1 出先機関の抜本の見直し	関連出先機関の統合	8 8
		関連試験研究機関の統合	8 7
		出先機関の廃止	8 2
	2 事務処理体制の見直し	(1)グループ制の導入による組織運営の見直し	8 3
		(2)共通事務の処理体制の見直し	8 5
		(3)決裁区分の見直し	8 1
	7 公共工事コストの縮減	公共工事コストの縮減	8 1
	9 公社等の見直し	(2)公社等経営の見直し等	8 3
10 事務手続等の改善	(7)その他	8 5	

最終ステージにおいて、推進状況が十分であるとは評価できなかったもの

推進項目	取組項目	取組事項	評点
公正で透明な開かれた県政の推進	2 情報公開の推進	(2)行政文書総合管理システムの整備	5 0
県民本位の行政サービス提供の推進	3 出先機関等の機能の充実	(2)保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実	6 3
		(4)試験研究機関及び人材育成機関等の充実	6 4
	7 その他	まごころケア県民運動の実施	6 4
		自治体病院の経営健全化の促進や連携・機能分担の推進、「自治体病院機能再編成計画」の策定	6 0
簡素で効率的・効果的な行財政運営の推進	4 職員給与の適正化	(1)給与制度の見直し	6 1
	6 効率的かつ計画的な財政運営	(4)効率的な予算編成及び予算執行	6 4
	8 民間委託等の推進	(2)P F I の活用	6 2
	10 事務手続等の改善	(4)入札システムの改善	5 8
時代変化へ対応する県政の推進	1 自治の基盤の整備	(3)税財源の充実	6 4
	4 隣接道県との連携強化	隣接道県との連携強化	6 3
	5 民間との連携・協働へ向けた取組の促進	(3)公共的サービスの担い手の拡大へ向けた環境整備	6 3

今回の点検評価の方法と今後の課題

(1) 青森県行政改革大綱の推進状況に関する「点検評価」

本委員会では、平成13年8月、「青森県の行政改革推進に関する意見」を取りまとめ、その中で次のとおり提言をした。

これからの行政改革の中心的課題は、行政の不断の自己改革が内蔵される仕組みへの転換を図ることである。このためには、青森県民のイニシアティブと青森県職員のイニシアティブとの双方が必要であり、この両者が響き合う仕組みを作り上げなければならない。

行政改革の着実な進展を図ること、また、それを県民に開示しつつ行うことが必要である。このため、具体的な改革目標を可能な限り数値目標化し、県民共通の検討材料となり得る情報の提供に努め、その実現を図ることが望ましい。

平成13年11月に改定された青森県行政改革大綱においては、行政改革の基本的考え方として「地方分権の確立の視点に立った「たゆまぬ改革」の継続」を行政改革の趣旨と位置付けるとともに、今後の行政改革の基本的課題として「県民の視点に立った「行政運営の構造改革」への取組」が掲げられた。また、この改定と同時に「平成13年度青森県行政改革実施計画」が策定され、平成14年4月に「平成14年度青森県行政改革実施計画」が、平成15年4月に「平成15年度青森県行政改革実施計画」が策定され、これらに行政改革の取組状況や実施スケジュールが明示された。

県民の視点に立った行政改革の推進のためには、対話型でその中身を詰め、また、進行管理をしていくことが、基本的に大事なことである。そのためのツールとして「行政改革実施計画」が策定された意義は大きい。さらに、「行政改革実施計画」の策定は、何よりも、行政改革の実施者である県において、組織として、行政改革の推進状況を自ら把握し、課題に取り組んでいくためのツールとしての意義が大きい。この「行政改革実施計画」に期待される機能が発揮され、活用されることが、青森県行政改革大綱の着実な推進につながる。このため、平成14年度、本委員会では、青森県行政改革大綱の推進状況に関して「行政改革実施計画」の充実を図ることを中心的に論議し、平成14年10月、「青森県行政改革大綱の推進状況に関する助言」として取りまとめた。

青森県行政改革大綱の推進状況については、毎年度の「行政改革実施計画」に基づき、これに掲げられた取組のレベルでは、本委員会においてもその点検評価を行ってきたが、青森県行政改革大綱に掲げられた取組のレベルでの点検評価を行うには至っていない。

今後の行政改革の取組については、平成15年度がそのおおむね3年間にわたる取組期間の最終年度に当たる。このため、最終年度における当委員会の審議に際して、このおおむね3年間にわたる取組の点検評価を行い、「青森県行政改革大綱の推進状況に関する助言」を行うべきであるとの認識に立ち、また、青森県行政改革大綱に掲げられた取組のレベルで点検評価を行うことが次期の行政改革の取組に向けた論議のための材料の提供となるものと考え、青森県行政改革大綱の推進状況について、その「取組事項」を単位とする点検評価に関する論議を行った。

この試みが、青森県行政改革大綱の推進状況の把握や今後の行政改革において残された課題の抽出のために活用されるとともに、次期の行政改革の取組に向けた論議に際して、青森県行政改革大綱における「行政改革の具体的な取組方策」やこれを更に具体化する「行政改革実施計画」の組立てなどに関する検討作業に資する材料の提供となり、「行政の不断の自己改革」・「たゆまぬ改革の継続」につながることを期待する。

(2) 「点検評価」の方法

ア 青森県行政改革大綱の推進状況に関する点検評価は、今次の行政改革のおおむね3年間にわたる取組について行い、次期の行政改革の取組に向けた論議のための材料の提供を行うことからすると、この取組期間の経過の際に「点検評価」を行うべきこととなる。これに向けて、本委員会では、次の3段階で論議を行った。

第一ステージ

第一ステージでは、平成15年9月を目途に、青森県行政改革大綱及び「平成15年度青森県行政改革実施計画」に基づいて、行政改革の推進状況について点検評価を行った。したがって、その基礎となる事項は、平成13年度・平成14年度の取組状況及び平成15年度以降実施計画である。

第一ステージでは、「行政改革実施計画」レベルの取組を総括し、青森県行政改革大綱のレベルに視点（青森県行政改革大綱に照らして推進状況はどうか。）を置いて点検評価を行うことに努め、これを青森県行政改革大綱に掲げられた「取組事項」を単位とする点検評価へ結び付けていくための基礎的な論議を行い、次の第二ステージ及び最終ステージにおける点検評価に関する論議のための基礎資料を作成した。

第二ステージ

第二ステージでは、平成15年12月を目途に、第一ステージにおける点検評価の結果を用いながら、青森県行政改革大綱及び「平成15年度青森県行政改革実施計画の中間実施状況」に基づいて、行政改革の推進状況について点検評価を行った。したがって、その基礎となる事項は、基本的に平成15年度の中間実施状況（平成13年度から平成15年度9月までの取組状況）である。

第二ステージでは、「行政改革実施計画」レベルの取組を総括し、青森県行政改革大綱のレベルの視点（青森県行政改革大綱に照らして推進状況はどうか。）を強めて点検評価を行うことに努め、これを青森県行政改革大綱に掲げられた「取組事項」を単位とする点検評価へ結び付けていくための論議を行い、次の最終ステージにおける点検評価に関する論議のための基礎資料を作成した。

最終ステージ

最終ステージでは、平成16年3月を目途に、第二ステージにおける点検評価の結果を用いながら、青森県行政改革大綱及び「青森県行政改革実施計画」（平成13年度～平成15年度実績）に基づいて、行政改革の推進状況について点検評価を行った。

イ 最終ステージでは、各分科会ごとに、所属する各委員が、それぞれ青森県行政改革大綱及び「青森県行政改革実施計画」（平成13年度～平成15年度実績）に基づいて、行政改革の推進状況について点検評価を行い、これを各分科会ごとに取りまとめた。

点検評価の視点

点検評価は、おおむね「行政改革実施計画」レベルの視点での取組の推進状況の評価に7割程度、青森県行政改革大綱のレベルの視点での推進状況の評価に3割程度の配分となることを目安とした。

点検評価の単位

点検評価は、青森県行政改革大綱における「取組事項」（行政改革の具体的な取組方策に係る体系における最小の区分）を単位として行った。

点検評価の基準

点検評価は、評点を付す方法とし、これに次の5段階で記号を付した。また、合格ラインの目安は、おおむね60パーセントの得点とした。

評	点	記	号
90点以上	100点以下		
65点以上	90点未満		
35点以上	65点未満		
10点以上	35点未満		
0点以上	10点未満		×

点検評価の区分

点検評価は、上記の点検評価の視点を踏まえ、次の区分及び配点により行った。

区	分	説	明	配	点
取組事項の実施状況		取組事項の実施状況について、「青森県行政改革実施計画」(平成13年度～平成15年度実績)に基づいての評価		70点	
取組目標 の達成度	取組の 成果の 状況	目標とした状態を実現するための取組の成果の状況についての評価（取組を行う前の状態と比較して、どれだけ進んだのか、その取組により成果が上がったかどうか。）		20点	
	効果の 状況	目標とした状態が実現されているか効果の状況についての評価（より上位の目標との関連において、効果的な取組かどうか。）		10点	
計				100点	

(3) 最終ステージの「点検評価」結果

ア 青森県行政改革大綱に掲げられた「取組事項」を単位とする点検評価は、初めての試みである。ユニークで新たな方式であるが、第一ステージの点検評価は、手探り状態で進めたというのが率直なところである。

第一ステージ及び第二ステージを通じて、委員間である程度の共通の認識を持つことができ、また、最終ステージへ向けて、使用し得る基礎資料が作成されたところである。

点検評価の表の「摘要」欄については、特に留意すべき事項などを記載したが、分科会の委員間で見解が分かれる事項もあったこと、分科会ごとの分量の多寡があったことなどから、記載のないものがあってもやむを得ないものとする。なお、この「摘要」欄の記載については、次の行政改革の取組へ向けて、今後の行政改革の取組に残された課題の抽出ということを念頭において整理することに努めた。

イ 点検評価は、青森県行政改革大綱の「推進項目」の区分に従い各分科会で分担をし、それぞれ取りまとめを行ったが、各分科会を通じて共通的な総体としての傾向を窺うことができる。

今次の行政改革の取組は、次のとおり体系化されている。

推 進 項 目	取組項目	取組事項	計画事項	実施スケジュール項目
公正で開かれた県政の推進	4	10	48	139
県民本位の行政サービス提供の推進	4	12	52	134
簡素で効率的・効果的な行財政運営の推進	11	31	90	311
時代変化へ対応する県政の推進	6	15	66	159
合 計	4	25	68	256
				743

【数字は、項目等の区分の数である。】

第一ステージの点検評価では、次の傾向が窺われた。

「行政改革実施計画」において設定された取組（「実施スケジュール項目」・「計画事項」）については、予定された取組はおおむね実施されていて、行政改革の取組が着実に推進されていることは明らかである。したがって、「行政改革実施計画」の「計画事項」の個別の推進状況に係る評点は高い。

しかし、これを青森県行政改革大綱の区分の「取組事項」の単位で点検評価し、更にその上位の区分の「取組項目」・「推進項目」の区分で点検評価するに従って、より上位の区分において設定された目標と対比するにつれて、評点が低くなる傾向が窺われる。

実際、「行政改革実施計画」において設定された取組については、予定された取組はおおむね実施されていることから、行政改革の取組が着実に推進されていることを積極的に評価しながらも、青森県行政改革大綱の「取組事項」の単位での点検評価、更にその上位の区分の「取組項目」・「推進項目」の単位での点検評価へと進めていくにつれて、「行政改革実施計画」において設定された取組の実施の具体的な効果が、より上位の区分において設定された目標との対比において見えにくくなるとともに、取組の成果としての物足りなさが感じられて、次第に評価が厳しくなり、評点が低くなるという経過であった。

第二ステージ及び最終ステージでは、点検評価の区分を「取組事項の実施状況」と「取組目標の達成度」とに大別し、更に「取組目標の達成度」については「取組の成果の状況」と「効果の状況」に分けて、点検評価を行った。したがって、青森県行政改革大綱の区分の「取組事項」の単位で、「取組事項」の「実施状況」及び「成果の状況」を点検評価するとともに、その上位の区分の「取組項目」において設定された目標と対比した「効果の状況」を点検評価した。

点検評価の区分に対するそれぞれの配点を満点として、これに対する評点の比率を比較すると、「取組事項の実施状況」、「取組の成果の状況」、「効果の状況」の順に低くなる傾向が窺われる。この場合も、この区分の順に進めていくにつれて、具体的な状況が見えにくくなるとともに、取組の成果としての物足りなさが感じられて、評点が低くなるという経過であった。

また、青森県行政改革大綱の4つの「推進項目」の評価の「まとめ」において「 」・「73点」となっているが、「取組事項の実施状況」の区分では、70点満点中の54点であり、100点満点に換算すると77点に相当し、おおむね実施されているとの評価であると受け止めることができる。

【上記の説明図】

ウ これらのことは、次のことを示唆するものではないか。

「行政改革実施計画」において設定された取組の単位での点検評価の結果を合算し、又はその平均値をとれば、すなわち青森県行政改革大綱の「取組事項」・「取組項目」・「推進項目」の単位での点検評価に必ずしもなるということではないこと。

より上位の区分の単位での点検評価が必ずしも下位の区分での点検評価の結果の単純な合算又は平均値にはならないところに、「県民の視点による改革」・「行政に対する県民の視点による評価」が求められる理由の一つがあるのではないかと、推測させること。

点検評価の区分のうち、「取組事項の実施状況」の点検評価の結果が低い場合には、その実施方法に課題がある場合と、青森県行政改革大綱の当該「取組事項」の下に当該「行政改革実施計画」の「計画事項」を設定したことに課題がある場合が考えられること。

点検評価の区分のうち、「取組の成果の状況」の点検評価の結果が低い場合には、その実施方法に課題がある場合（「行政改革実施計画」において設定された取組の実施状況に課題がある場合と青森県行政改革大綱の当該「取組事項」の下に当該「行政改革実施計画」の「計画事項」を設定したことに課題がある場合）と、当該「取組事項」の（目標の）設定に課題がある場合が考えられること。

青森県行政改革大綱の「取組事項」のレベルの区分での点検評価の結果が低い場合には、その実施方法に課題がある場合（「行政改革実施計画」において設定された取組の実施状況に課題がある場合と当該「取組事項」の下に当該「行政改革実施計画」の「計画事項」を設定したことに課題がある場合）と、当該「取組事項」の（目標の）設定に課題がある場合が考えられること。その上位の区分の「取組項目」・「推進項目」についても、同様のことが考えられること。

そして、このことは、ある目標に対してこれを実現するために実施すべき事項として組み立てたことの「組立て」自体がどうだったのかという検証と、同時に、目標の設定自体がどうだったのかという検証につながる。

そういう面で、青森県行政改革大綱に掲げられた「取組事項」を単位とする点検評価は、今

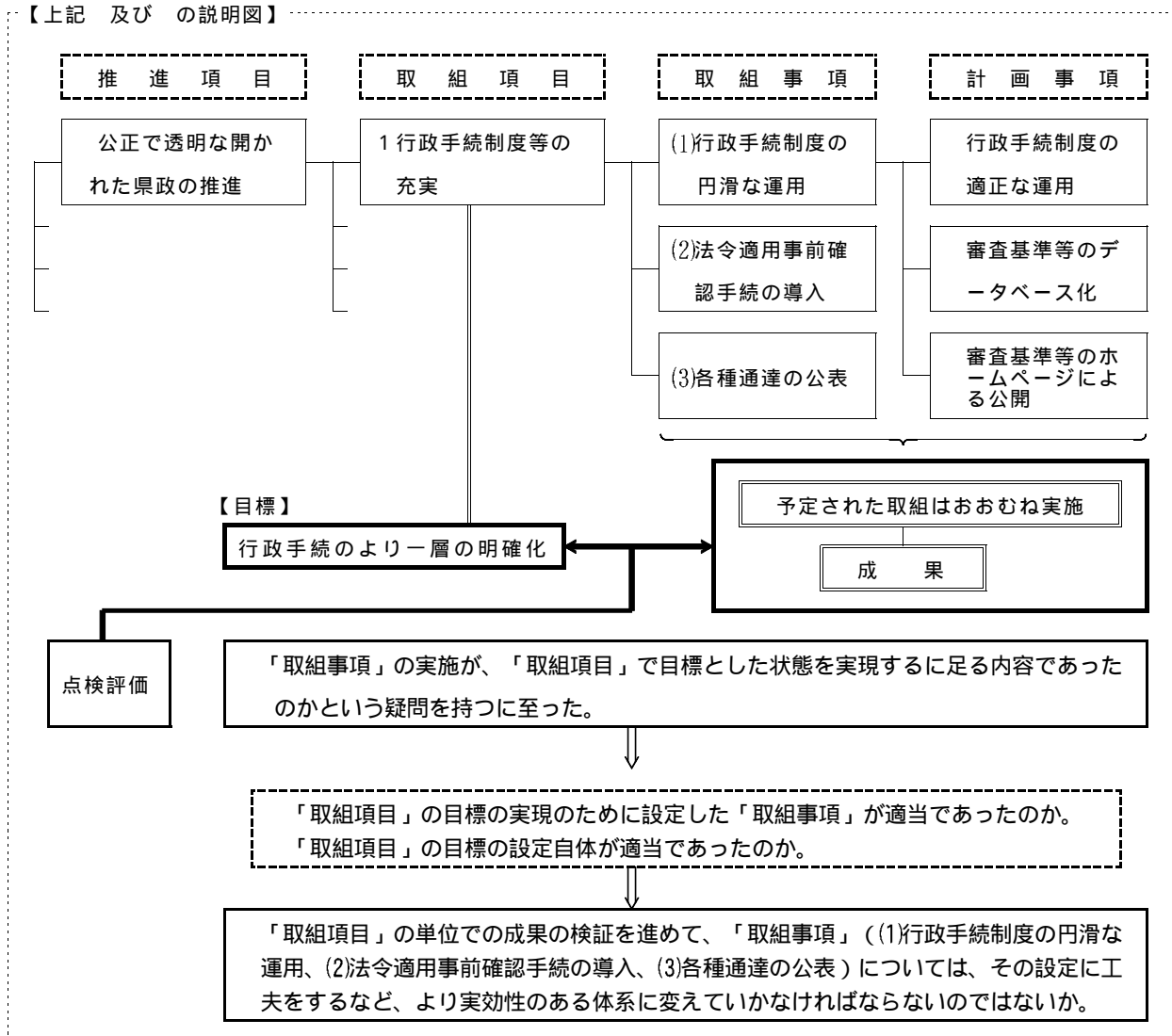
次の行政改革の取組において残された課題の抽出につながり、次期の行政改革へ向けての論議のための材料の提供につながるのではないかと考えられる。

エ 以上、第一ステージ及び第二ステージを踏まえて、最終ステージの「点検評価」結果に関する所見を述べた。次期の行政改革の取組に向けての論議のための材料として、次の事項を指摘しておきたい。

「行政改革実施計画」において設定された取組（「実施スケジュール項目」・「計画事項」）及び青森県行政改革大綱の区分の「取組事項」については、予定された取組はおおむね実施されている。しかし、我々委員の点検作業の結果、「取組事項」の実施が、青森県行政改革大綱での上位の区分の「取組項目」・「推進項目」で目標とした状態を実現するに足る内容であったのかという疑問を持つに至ったこと。

青森県行政改革大綱の区分の「取組項目」の区分の単位での成果の検証を進めて、その下位の区分の「取組事項」については、その設定に工夫をするなど、より実効性のある体系に変えていかなければならないのではないかとということ。

【上記 及び の説明図】



青森県行政改革大綱において「趣旨」、「基本的視点」、「基本的な課題」、「推進項目」、「取組項目」及び「取組事項」に体系化して「具体的な取組方策」を定め、更に「行政改革実施

計画」を定めてその実施状況の進行管理を行う取組は、行政改革の取組を着実に推進するために有効な手法であると認められる。ただし、取組を具体化するに従ってその対象が限定されることは、体系化に伴う制約・限界ではないかと考えられること。

青森県行政改革大綱に「具体的な取組方策」として掲げられた「取組項目」及び「取組事項」は、行政改革の課題の主なものであり、これらの個別・具体的な取組の着実な実施だけでは、その上位の区分の「取組項目」・「推進項目」で目標とした状態を実現するには、その効果に限界がある。これらの個別・具体的な取組を通じて、あるいはこれと並行して、行政改革の趣旨や目標（「基本的視点」・「推進項目」）が県行政遂行の全般 - とりわけこれを担う人材 - に、浸透し、根付いていく取組も必要ではないかと考えられること。

オ 最後に、今次の行政改革の取組期間の最終年度における当委員会の審議を終えるに当たって、所感を述べておきたい。

今次の行政改革の取組では、初めての試みが多かった。

まず、平成13年度に現委員による本委員会が組織され、「青森県の行政改革推進に関する意見」の提言に関する論議を開始するに当たって、県に対して、それまでの行政改革の実施状況に対しての自己評価を求めたこと。

平成13年8月に県に提出した「青森県の行政改革推進に関する意見」においては、それまでは行政改革の（「行政改革実施計画」における「計画事項」に相当する。）個別事項に関する提言が中心であったが、今次は、「今後、より一層改革を推進すべき事項、改革の方向について検討をすべき事項を中心に取りまとめ」、「行政と住民との関係の柔軟な変化や行政の不断の自己改革が内蔵される仕組みへの転換を図ることが、これからの行政改革である」と提言をしたこと。また、「行政改革の着実な進展を図ること、また、それを県民に開示しつつ行うことが必要である。このため、具体的な改革目標を、可能な限り数値目標化して、その実現を図ることが望ましい」が、「整合性の高い数値目標を掲げることも今後の課題であり、当面は、個別的な目標にとどまらざるを得ないことに留意する必要がある」ことを付言したこと。

青森県行政改革大綱を策定するに当たって、県では、その案をパブリック・コメントに付したこと。

県では、青森県行政改革大綱において、行政改革の取組に関する基本的な事項とその具体的な取組方策を定め、行政改革の取組の体系化を図る試みを行うとともに、これに基づき、実施スケジュールを明示した「行政改革実施計画」を策定し、毎年度、その取組状況を明らかにしたこと。

平成14年度、本委員会では、「行政改革実施計画」による行政改革の進行管理の手法の充実の観点から助言を行い、これに対し、県では、平成15年度に、その反映状況を本委員会に報告したこと。

平成15年度、本委員会では、今次の行政改革の取組期間の最終年度に当たり、次期の行政改革の取組に向けた論議のための材料の提供として、青森県行政改革大綱の推進状況について、その「取組事項」を単位とする点検評価に関する論議を行ったこと。

このように、初めての試みが多く、本委員会における論議も、手探り状態で始め、次第に論議の手法を形づくり、立ち上げてきた。

これまでの行政改革の取組の進行管理は、本委員会における論議の在り方を含め、「行政改

革実施計画」の「計画事項」に相当する取組の実施状況が中心であったが、今次の行政改革の取組では、「行政改革実施計画」の策定により毎年度「計画事項」の実施状況が明らかにされたことによって、より充実した進行管理が行われることになった。このことは、青森県行政改革大綱の推進状況に関する点検評価の「取組事項」のレベルの区分及び「取組事項の実施状況」の区分に係る結果からも見ることができる。

また、青森県行政改革大綱の「取組事項」の実施が「取組項目」・「推進項目」で目標とした状態を実現するに足る内容であったのかという疑問を持つに至ったことや体系化をすることによって「具体的な取組方策」を定めてその進行管理を行う手法に伴う制約・限界が見えてきたこと、また、「取組事項」の設定に工夫が必要ではないかということなどが指摘され、こういう問題点や課題の発見の（立論の）仕方ができる仕組み・手法が整いつつあり、少なくともそのような論議ができるようになったという点において、今次の行政改革の取組における新たな試みについては、積極的に評価できる。

このような取組が、「行政と住民との関係の柔軟な変化や行政の不断の自己改革が内蔵される仕組みへの転換」へつながり、また、「たゆまぬ改革」の継続の力の源泉となり、青森県民のイニシアティブと青森県職員のイニシアティブの両者が響き合う仕組みの形成への一助となること望む。

(4) 委員会での審議経過

本委員会は、委員会の全体会議による審議のほか、青森県行政改革大綱による行政改革の4つの推進項目の区分に従い、下記の分科会を設け、青森県行政改革大綱の推進状況に関して審議を重ねてきた。

- 第一分科会 「公正で透明な開かれた県政の推進」関係
- 第二分科会 「県民本位の行政サービス提供の推進」関係
- 第三分科会 「簡素で効率的・効果的な行財政運営の推進」関係
- 第四分科会 「時代変化へ対応する県政の推進」関係

青森県行政改革大綱の推進状況に関する点検評価（最終ステージ）

推 進 項 目	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>I 公正で透明な開かれた県政の推進</p> <p>県が果たすべき役割の見直しや県と民間、県と市町村との役割の明確化を図り、それぞれの役割を基本にした連携協力の関係を構築していくため、公正で透明な開かれた県政を推進し、県民参加型の県政を目指します。</p> <p>このため、情報公開の充実や政策情報の積極的な発信に努め、県民の意見を県政へ反映する行政運営に取り組むものとします。</p>		7 5	<p>公正で透明な開かれた県政の推進のための具体的な取組が行われていることは評価できる。それぞれの県民参加の基礎となる制度やシステムについては、県民の視点からの点検及び見直しを行い、より一層県民サイドに立った充実した取組になるようにしていく必要がある。</p>
<p>II 県民本位の行政サービス提供の推進</p> <p>行政サービスに対する県民ニーズの多様化等に対応するため、これを享受する県民の立場に立った行政サービスの充実を目指します。</p> <p>このため、過度な行政関与の見直しや事務処理の簡素化、行政手続へのIT（情報通信技術）の活用による利便性の向上など、行政サービスの向上に努めます。</p>		7 0	<p>総じて計画に沿って実施されているが、それが取組に際しての当初の目的に沿った成果につながっているかを検証し、より実効性のある取組を組み立てていく必要がある。</p>
<p>III 簡素で効率的・効果的な行財政運営の推進</p> <p>厳しい財政環境の下であっても、社会経済情勢の変化に対応しつつ、複雑化・多様化する県民ニーズに的確に対応していくためには、施策の推進手段の多様化を進め、最少の経費で最大の効果があがるようコスト意識や経営感覚の視点にも留意し、行財政システムの簡素・効率化を図る必要があります。</p> <p>このため、組織機構や職員配置の見直しによる人的資源のより適正な配分に努めるとともに、県行政の補完的役割を果たしている公社等のあり方についての見直しを含め、簡素で効率的・効果的な行政システムの整備に取り組むものとします。</p> <p>また、中期的な視点に基づく財政運営の下に、施策を選択し、重点的かつ効果的な財源配分に努めるとともに、事務事業の合理化や事務改善を積極的に推進し、さらに、自己責任に基づく自律的な民間活動の展開のための環境整備に努め、事務事業の民間委託などにより行政コストの縮減に取り組むものとします。</p>		7 6	<p>おおむね計画どおり行われているが、組織の統廃合、職員数の適正化、民間委託等の推進などについては、行政サービスレベルや業務内容を考慮した指針の下に取り組み、住民サービスの視点による評価などその取組の成果（メリット・デメリット）を具体的に把握する必要がある。また、事務事業の大胆な見直しを進め、施策の優先順位の設定に当たっては財務の視点を積極的に取り入れるなど、財政運営の抜本的な改革が求められる。</p>

推 進 項 目	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>IV 時代変化へ対応する県政の推進</p> <p>少子・高齢社会の到来、国際化・高度情報化の進展、環境問題の顕在化などの社会経済情勢の変化に対応しつつ、県政の抱える重要課題に的確かつ機敏に対応しなければなりません。また、地方分権の推進とともに、自らの責任と判断で地域の特性を十分に活用した主体的な地域づくりを進め、個性的で活力のある地域社会を創造していくことが求められています。</p> <p>このため、これまでの行政改革において取り組んだ「政策マーケティングシステム」や「事務事業評価システム」などを活用して県の役割の明確化を図るとともに、施策の立案、実施方法の選択及び実施という構図の下に、施策を点検評価し、立案・実施へ反映させる政策の評価機能の充実に努めるなど、時代の変化に応じた行財政システムへの見直しを進め、青森県のもつ豊かな自然、歴史・文化等の固有の資源を活用した総合的な施策展開の基盤づくりを進めるものとします。</p> <p>また、市町村、県民、市民活動団体等や民間企業などとの連携の下に施策を進めていくため、これらの間における役割の調整や適切な規制、支援などの総合的な行政の推進への環境整備に努めるものとします。</p> <p>自立した市町村による豊かな分権型社会の実現を目指し、自主的な市町村合併と市町村への事務権限の移譲を進めるものとし、また、個性豊かな地域づくりを目指して、県と市町村が対等・協力の関係の下、それぞれの役割分担を踏まえつつ、連携して政策を進めるものとします。</p>		6 7	<p>時代変化に対応する基盤づくり、環境整備への取組はおおむね進んでいるものの、取組の具体的成果がまだ十分に見えて来ていない。今後、幅広く県民の参加を求めながら、市町村の自立、県境を越えた新しい関係、民間との新しい関係など、次の時代の県政の姿を描き、具体的な問題解決に結び付けていく必要がある。</p>
ま と め	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
		7 3	<p>行政改革大綱の体系の「取組事項」の区分に基づいて点検した場合、おおむね実施され、着実に推進されていると評価される。</p> <p>しかし、その上位の区分である「取組項目」の目標と比較すると、「取組事項」がこの設定で足るものであったのかという疑問があり、より実効性が見られる取組となるよう「取組事項」の設定に工夫をしていく必要がある。また、短期で成果・効果が期待できるものと中長期で成果・効果が表れるものに区分した組立ても必要と考えられる。</p> <p>行政改革大綱の「具体的な取組方策」はその課題の主なものであり、これらの個別の取組を通じて、行政改革の趣旨や目標(「基本的視点」・「推進項目」)が、県行政遂行の全般 - とりわけこれを担う人材 - に、しっかりと浸透し、「地方分権の確立の視点に立った『たゆまぬ改革』の継続」が根付いていく取組を期待する。</p>

I 公正で透明な開かれた県政の推進

<p>県が果たすべき役割の見直しや県と民間、県と市町村との役割の明確化を図り、それぞれの役割を基本にした連携協力の関係を構築していくため、公正で透明な開かれた県政を推進し、県民参加型の県政を目指します。</p> <p>このため、情報公開の充実や政策情報の積極的な発信に努め、県民の意見を県政へ反映する行政運営に取り組むものとします。</p>		
推進状況の評価		摘 要
記 号	評 点	
	7 5	<p>公正で透明な開かれた県政の推進のための具体的な取組が行われていることは評価できる。それぞれの県民参加の基礎となる制度やシステムについては、県民の視点からの点検及び見直しを行い、より一層県民サイドに立った充実した取組になるようにしていく必要がある。</p>

取 組 項 目	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>1 行政手続制度等の充実 ～「行政手続のより一層の明確化」を目指して～</p> <p>行政運営のより一層の公正・透明性の向上を図るため、行政手続制度のより円滑な運用を図るほか、法令適用事前確認手続の導入に向けて取り組むなど、行政手続の一層の明確化を図ります。</p>		8 1	<p>取組が実効的に動き出していることは高く評価できるが、取組の具体化・迅速化を図るとともに、取組の実施結果の確認を進めるべきである。</p> <p>行政で公表している情報を行政自らが共有し、かつ、県民の十分な理解が得られるよう、県民の視点に立った一層の努力が望まれる。</p>
<p>2 情報公開の推進 ～「だれもがよくわかる県政」を目指して～</p> <p>地方分権の確立の視点に立って、県民的的確な理解と批判の下に、より一層公正で民主的な県政の推進に資するため、情報公開制度の円滑な運用を図るなど、情報公開の一層の推進に取り組みます。</p>		7 0	<p>情報公開制度等の県民に対するより一層の周知を期待するとともに、IT化による利便性の向上のほかに、IT化に馴染みの薄い県民への対応を含め制度自体の利便性の向上にも取り組むなど、個人情報保護に十分留意</p>

取 組 項 目	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
			しつづ、県の「公開できる(したい)」情報から、「県民の知りたい(県民が県行政について知り・評価・判断できる)」情報へ転換するための取組が必要と思われる。
<p>3 情報発信機能の充実 ～「だれもが知っている県政」を目指して～</p> <p>県民が主体となる県政を推進していくため、県政に関する情報の積極的な提供に努め、その時々々の県政の課題に関して県民と情報を共有できる体制の整備に取り組みます。</p>		7 4	<p>県民との情報共有に関する取組については、県民(利用者)の視点に立った情報の内容の充実と更改の迅速化が必要であり、このために整合性のある統一的・具体的な作業を行う必要がある。また、IT活用の意識を高める取組とともに、インターネットに十分対応できていない県民への対応も必要であり、更に県民との双方向性を目指す取組が望まれる。</p>
<p>4 県民参加の推進 ～「だれもが参加できる県民参加型の県政」を目指して～</p> <p>県民とのパートナーシップ構築と政策形成・実施過程への県民参加の仕組みづくりに取り組みます。</p>		7 2	<p>県民参加の推進に当たっては、県に関する情報提供の充実と県民の参加意識を高める必要がある。また、県民参加のシステムは、パートナーシップの構築の観点から、再検討・再構築すべきである。</p>

1 行政手続制度等の充実 ～「行政手続のより一層の明確化」を目指して～

<p>行政運営のより一層の公正・透明性の向上を図るため、行政手続制度のより円滑な運用を図るほか、法令適用事前確認手続の導入に向けて取り組むなど、行政手続の一層の明確化を図ります。</p>		
推進状況の評価		摘 要
記 号	評 点	
	8 1	<p>取組が実効的に動き出していることは高く評価できるが、取組の具体化・迅速化を図るとともに、取組の実施結果の確認を進めるべきである。</p> <p>行政で公表している情報を行政自らが共有し、かつ、県民の十分な理解が得られるよう、県民の視点に立った一層の努力が望まれる。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>(1) 行政手続制度の円滑な運用</p> <p>行政手続法及び青森県行政手続条例による許認可等の申請に対する審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分に係る処分基準の設定の更なる充足に取り組むとともに、地方分権の推進に伴う見直しを含め、適宜に見直しを行うなど、行政手続制度の適正な運用と定着を図るほか、県民の検索及び閲覧の利便性の向上を図るため、審査基準等のデータベース化を推進し、これをホームページで公開するなど、行政手続制度のより一層円滑な運用を図ります。</p>		8 0	<p>審査基準等の充実及びデータベース化等については、具体的成果を上げているが、県民への積極的な周知を図るとともに、ホームページからより簡便に利用できるようにすることが望まれる。</p>
<p>(2) 法令適用事前確認手続の導入</p> <p>具体的な行為が法令の適用対象になるかどうかについて事前に照会することができるようにして、行政機関が行う行政処分に関する法令解釈を迅速に明確化する手続（「法令適用事前確認手続」）について、国における実施状況を参考にしながら、導入に向けての検討を行います。</p>		8 7	<p>当初の目的をほぼ達成する段階に達していると評価できる。今後は、県民への周知徹底を図り、有効に活用される環境整備が求められる。</p>
<p>(3) 各種通達の公表</p> <p>行政手続制度における審査基準等のほかに、行政の執行の手続、基準等を定める各種の通達等について、全庁LANを活用してデータベース化を推進し、これをホームページで公表することにより、行政運営のより一層の公正・透明性の向上を図るとともに、県民及び各行政機関等による検索及び閲覧の利便性の向上を図ります。</p>		7 5	<p>量・質の充実と公開・更新のスピードアップなど、検索閲覧の利便性をより一層向上させる必要がある。</p>

2 情報公開の推進 ～「だれもがよくわかる県政」を目指して～

<p>地方分権の確立の視点に立って、県民的的確な理解と批判の下に、より一層公正で民主的な県政の推進に資するため、情報公開制度の円滑な運用を図るなど、情報公開の一層の推進に取り組みます。</p>		
推進状況の評価		摘 要
記号	評点	
	70	<p>情報公開制度等の県民に対するより一層の周知を期待するとともに、IT化による利便性の向上のほかに、IT化に馴染みの薄い県民への対応を含め制度自体の利便性の向上にも取り組むなど、個人情報の保護に十分留意しつつ、県の「公開できる(したい)」情報から、「県民の知りたい(県民が県行政について知り・評価・判断できる)」情報へ転換するための取組が必要と思われる。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記号	評点	
<p>(1) 情報公開制度の円滑な運用</p> <p>行政文書の開示請求等の処理状況や青森県情報公開審査会の答申内容等について、速やかにホームページで公表するほか、適切な事務処理を図るため各課等の情報公開担当者に対する研修を実施するなど、情報公開制度のより一層円滑な運用を図ります。</p>		81	<p>適時適切な対応の確保のため、県民の視点での点検評価の充実及び担当者の能力開発・研修、より広い視点に立った先進研究などについて不断の努力が必要である。</p> <p>さらに、県民の積極的利用を促すような広報も必要ではないか。</p>
<p>(2) 行政文書総合管理システムの整備</p> <p>「行政文書総合管理システム(文書の収受、起案、回議、決裁、施行、保管、保存及び廃棄を一貫して管理するシステム)」を構築し、電子決裁機能及び行政文書の検索機能を備えたシステムにより行政文書を総合的に管理し、情報公開に係る行政文書の検索などの利便性の向上を図ります。</p>		50	<p>効率性と利便性の向上の早期実現のため、開発スケジュールに沿って計画どおりに実施すべきである。</p>
<p>(3) 個人情報保護制度の円滑な運用</p> <p>各課等の個人情報保護担当者に対する研修を実施し、より適切な事務処理を図るほか、国の個人情報保護法の制定の動きに対応した制度の見直しについて検討します。</p>		80	<p>個人情報の保護は、情報社会における重要な課題であり、県職員の意識向上と持続のため、より具体的で実効ある取組が必要である。</p>

3 情報発信機能の充実 ～「だれもが知っている県政」 目指し ～

<p>県民が主体となる県政を推進していくため、県政に関する情報の積極的な提供に努め、その時々々の県政の課題に関して県民と情報を共有できる体制の整備に取り組みます。</p>		
推進状況の評価		摘 要
記 号	評 点	
	7 4	<p>県民との情報共有に関する取組については、県民（利用者）の視点に立った情報の内容の充実と更改の迅速化が必要であり、このために整合性のある統一的・具体的な作業を行う必要がある。また、IT活用の意識を高める取組とともに、インターネットに十分対応できていない県民への対応も必要であり、更に県民との双方向性を目指す取組が望まれる。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>(1) 情報共有基盤の充実 基幹情報通信ネットワークシステムの円滑な管理・運用を図るなど、地域における情報化を推進し、また、公共施設に公衆端末を設置して利用者の情報活用能力の向上に努めるなど、県民が必要な行政情報を入手しやすい環境の整備を図ります。</p>		7 3	<p>情報共有基盤の整備が進んでいることは認められるものの、各課・各自治体での取組に温度差がある。IT化投資に係る費用対効果に十分留意しながら、内容の充実と更改の迅速化とともに、県民に対する情報のバリアフリー化に配慮する必要がある。</p>
<p>(2) インターネット等を活用した行政情報の提供 県のホームページについて、県民が必要とする情報に簡単にアクセスすることができるよう、内容の拡充と使いやすさの向上に取り組み、また、子どもやお年寄り、身体に障害のある人など、すべての人にとって使いやすいホームページを目指したバリアフリー化などに取り組むとともに、インターネット等を活用して行政情報を発信するなど、県民が行政情報を入手しやすい環境の整備を図ります。</p>		7 4	<p>行政情報の提供に関する横断的調整機能の強化や、戦略的な行政情報の提供が必要である。また、インターネット等の活用の具体的成果を示していくことが求められる。</p>

4 県民参加の推進 ～「だれもが参加できる県民参加型の県政」を目指して～

<p>県民とのパートナーシップ構築と政策形成・実施過程への県民参加の仕組みづくりに取り組みます。</p>		
推進状況の評価		摘 要
記 号	評 点	
	7 2	<p>県民参加の推進に当たっては、県に関する情報提供の充実と県民の参加意識を高める必要がある。また、県民参加のシステムは、パートナーシップの構築の観点から、再検討・再構築すべきである。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>(1) 県民参加システムの充実</p> <p>県民との協働を推進するため「パートナーシップ構築推進事業」に取り組み、協働のための仕組みづくりを進めるとともに、県民主体による政策提言及び政策研究の促進等を目的として設立された「あおり県民政策ネットワーク」に対する支援など、政策形成・実施過程への県民参加のための取組を推進します。</p> <p>また、パブリック・コメント制度の円滑な運用を図り、「あおり21・百人委員会」、「知事への提案」等を実施するなど県民の意見や提案を聴くとともに、県民が「だれでも」「いつでも」意見を述べることができ、県民の意見が反映されるような県民参加型の県政を目指して、県民とのふれあいを大切にし、生活者の声、現場の声など広く県民の声が反映される県政運営に努めます。</p>		6 9	<p>県民参加システムの模索にとどまっている感がある。</p> <p>県民参加の制度の見直し・簡素化を図るとともに、マスコミ等を活用して、システムの周知や県に関する情報を県民にわかりやすい形での提供することなどにより、システムへの期待・信頼を確立し、県民の参加意識を高める必要がある。</p>
<p>(2) 審議会等の委員の公募の拡大等</p> <p>審議会、懇話会などの附属機関等については、「附属機関等の管理に関する要綱」に定められた指針に基づき、「会議の原則公開」や「委員の一部の公募制」の趣旨の一層の徹底により、公開度の向上と委員の公募の拡大に努め、また、委員定数に公募枠を設定することについての検討に取り組みます。</p> <p>また、附属機関等の会議の日時、場所、議題等のホームページへの事前掲載を促進するとともに、可能な限り、審議経過等の詳細な情報の提供に努め、必要に応じて県民の意見を募集するなど、県民参加の機会の拡大に努めます。</p>		7 3	<p>少数意見など審議経過等の詳細な情報の提供が求められる。県民参加の観点から、委員の選任方法を含め、審議会等のあり方を引き続き検討していく必要がある。また、委員の公募情報の提供方法や公募手法などに関する公募システムの構築が望まれる。</p>

II 県民本位の行政サービス提供の推進

<p>行政サービスに対する県民ニーズの多様化等に対応するため、これを享受する県民の立場に立った行政サービスの充実を目指します。</p> <p>このため、過度な行政関与の見直しや事務処理の簡素化、行政手続へのIT（情報通信技術）の活用による利便性の向上など、行政サービスの向上に努めます。</p>		
推進状況の評価		摘 要
記 号	評 点	
	70	<p>総じて計画に沿って実施されているが、それが取組に際しての当初の目的に沿った成果につながっているかを検証し、より実効性のある取組を組み立てていく必要がある。</p>

取 組 項 目	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>1 行政手続の簡素化 ～「簡便な行政手続」を目指して～</p> <p>行政手続に係る県民負担の軽減や利便性の向上を図るとともに、県の行政事務の簡素化を図るため、規制緩和や各種行政手続の一層の簡素化を推進します。</p>		72	<p>電子化対応などおおむね計画に沿って実施されていることを評価する。しかし、より簡便な行政手続等とするためには、手段の電子化、自動化だけでなく、県民や事業者の意見を聞いて、行政関与自体を系統的に見直すことが必要である。</p>
<p>2 窓口及び公共施設のサービスの向上 ～「“にっこり”と微笑みが返るサービス」を目指して～</p> <p>常に県民の立場に立ち、利用者が満足する行政サービスの提供のため、窓口サービスや公共施設の利便性の向上についての取組を積極的に進めます。</p>		73	<p>総じて計画に沿って実施されているが、窓口での対応や利用手続等の改善のみならず、提供されるサービスの内容について、窓口サービスや公共施設の目的に照らし利用者のニーズに合っているのかを確認しながら、窓口サービスや公共施設の管理運営のあり方の見直しを含めて、サービスの向上を図っていく取組が必要である。</p>

取 組 項 目	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>3 出先機関等の機能の充実 ～「暮らしに身近なサービスの充実」を目指して～</p> <p>県民ニーズに的確に対応して行政サービスを提供するための体制の整備に取り組みます。</p>		69	<p>計画はそれぞれ確実に実施されているが、権限委譲が期待に沿った現場の円滑な処理につながったか、包括ケアシステムがよく機能しているかなど、取組の成果をその目的に照らして今後検証していくことが必要である。</p>
<p>7 その他</p> <p>まごころケア県民運動の実施</p> <p>自治体病院の経営健全化の促進や連携・機能分担の推進、「自治体病院機能再編成計画」の策定</p>		63	<p>今後の医療・福祉については、計画のための計画に取り組んでも意味がない。家庭レベルの看護介護技術の普及や自治体病院の財政健全化について実効性のある真剣な取組が必要である。</p>

1 行政手続の簡素化 ～「簡便な行政手続」を目指して～

<p>行政手続に係る県民負担の軽減や利便性の向上を図るとともに、県の行政事務の簡素化を図るため、規制緩和や各種行政手続の一層の簡素化を推進します。</p>		
推進状況の評価		摘 要
記 号	評 点	
	7 2	<p>電子化対応などおおむね計画に沿って実施されていることを評価する。</p> <p>しかし、より簡便な行政手続等とするためには、手段の電子化、自動化だけでなく、県民や事業者の意見を聞いて、行政関与自体を系統的に見直すことが必要である。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>(1) 規制緩和の推進</p> <p>許認可等の規制について、民間活力の維持向上、県民負担の軽減、行政事務の簡素化等の観点から、見直しを行います。</p>		6 7	<p>個別緩和は計画に沿って実施されている。</p> <p>しかし、規制緩和の目的の達成のためには、民間事業者の意見を十分聞きながら、規制緩和のプログラムを系統的に組み立て、効果の大きな緩和により本格的に取り組む必要がある。</p>
<p>(2) 申請、届出等の手続の簡素化</p> <p>申請書、届出書等の様式を電子化し、ホームページに掲載することにより、県民がホームページから申請書、届出書等の様式を入手できるようにし、また、申請、届出等の手続の電子化に取り組むなど、申請、届出等の手続の簡素化を推進し、申請者、届出者等の負担軽減及び利便性の向上を図ります。</p>		7 1	<p>申請手続等の電子化等による簡素化に当たっては、電子化等のためだけでなく、手続要件自体を簡素にするという観点から取り組む必要がある。</p>
<p>(3) 県税の電子申告制度の導入等</p> <p>納税者の申告手段の多様化と申告手続の負担軽減を図るため、県税の電子申告制度の導入について、国税における実施状況や地方税法の整備状況を勘案しながら、導入に向けて検討を行います。</p> <p>また、納税者の利便性の向上を図るため、県税の口座振替の対象税目の拡大に取り組みます。</p>		7 6	<p>取組は実施されている。電子申告制度については、早期の導入が求められる。</p>

2 窓口及び公共施設のサービスの向上 ～「“にっこり”と微笑みが返るサービス」を目指して～

常に県民の立場に立ち、利用者が満足する行政サービスの提供のため、窓口サービスや公共施設の利便性の向上についての取組を積極的に進めます。		
推進状況の評価		摘 要
記 号	評 点	
	7 3	総じて計画に沿って実施されているが、窓口での対応や利用手続等の改善のみならず、提供されるサービスの内容について、窓口サービスや公共施設の目的に照らし利用者のニーズに合っているのかを確認しながら、窓口サービスや公共施設の管理運営のあり方の見直しを含めて、サービスの向上を図っていく取組が必要である。

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
(1) 窓口サービスの向上 各種相談窓口を有する機関相互のネットワーク化等による相談窓口の機能強化や利便性の向上を図るなど、窓口サービスの向上に取り組めます。		7 5	計画に沿って実施されているが、具体的なサービスの内容に踏み込んで利用者のニーズに合っているのか、利用度が実際に上がっているのかを検証する必要がある。また、緊急なものにも取り組む必要がある。
(2) 公共施設の利便性の向上 公共施設の利用手続等の緩和や提供するサービスのより一層の充実を図るほか、公共施設の管理運営状況の点検を行う仕組みの検討に取り組むなど、公共施設の利便性の向上を図ります。		7 0	利用手続の改善等は実施されている。公共施設の利便性の向上に当たっては、その設置段階から目的・必要性の検証を行うとともに、管理運営の方法について、その担い手を含めて基本的な見直し・検討の必要がある。また、運営に当たっては、単に収支を合わせるのではなく、低料金化や無料化による利用度の向上と低コスト化の組合せが必要である。

3 出先機関等の機能の充実 ～「暮らしに身近なサービスの充実」を目指して～

県民ニーズに的確に対応して行政サービスを提供するための体制の整備に取り組みます。		
推進状況の評価		摘 要
記号	評点	
	69	計画はそれぞれ確実に実施されているが、権限委譲が期待に沿った現場の円滑な処理につながったか、包括ケアシステムがよく機能しているかなど、取組の成果をその目的に照らして今後検証していくことが必要である。

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記号	評点	
<p>(1) 出先機関への権限委譲の推進</p> <p>県民に直結した行政サービスは県民に身近で地域の実情等を最もよく把握している出先機関が主体的に処理するという現場主義の観点から、出先機関の機能強化を図るため、出先機関への権限委譲を推進します。</p>		70	<p>計画が確実に実施されていることは評価するが、県民に身近な行政サービスを出先機関とはいえ県が所管することが適切かどうかを含め、委譲したことが期待に沿うものか、また、現場での円滑な処理につながったかどうかの検証作業が必要である。</p>
<p>(2) 保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実</p> <p>地域住民が生涯にわたり健康で安心した生活を送ることができるよう、必要なときに保健・医療・福祉の各サービスを総合的かつ一体的に提供する「保健・医療・福祉包括ケアシステム」をすべての市町村に構築し、あわせて広域的な支援体制の構築と機能の充実を図ります。</p>		63	<p>取組の努力は評価できるが、システムの構築及びその活用が進んでいるとは言えない。</p> <p>システムの形づくりだけではなく、県民の理解や地域の実情の面から、個別の市町村のシステムがよく機能しているかを検証するとともに、システムの理念から再構築し、共通理解を深める必要がある。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>(3) 交番・駐在所の機能強化</p> <p>交番・駐在所の警察官等の不在状態の解消、パトロールの強化、昼間の警戒力・夜間体制の強化など交番・駐在所の24時間体制による管轄区域内の治安体制を確立し、交番・駐在所の地域における生活安全センターとしての機能を十分発揮させ、安心して生活できる環境の実現を図るため、交番・駐在所の配置の見直しや交番相談員を増員するなどの取組を推進します。</p> <p>また、交番・駐在所に、青森県警察シンボルマスコット「アピーくん」を入れたオーバーハング式表示施設を設置し、交番・駐在所の所在確認の容易化を図ります。</p>		80	<p>計画に沿って実施されていることは評価できる。今後は、交番・駐在所の機能強化のためには、地域との連携・協力体制を整えていく必要があり、地域コミュニティなど警察以外の多くの主体が地域の安全に取り組む手法の検討が必要である。</p>
<p>(4) 試験研究機関及び人材育成機関等の充実</p> <p>試験研究機関については、研究テーマを定期的に評価する制度を導入するとともに、定期的にその目標等や成果を公表するほか、産学官の連携による研究開発等を促進し、研究成果の県民への還元を図るなど、県民ニーズを反映した効果的な試験研究に努めます。</p> <p>また、人材育成機関等については、高齢社会を支える保健・医療・福祉の分野における高度専門職業人及び教育・研究者を養成するための体制整備に取り組むなど、一層の充実を図ります。</p>		64	<p>計画に沿って実施されている。研究評価システムが十分機能することを期待したい。また、人材育成については、県がどこまで担うべきか、取組の成果は出ているのか、今後検証が必要である。</p>
<p>(7) その他</p> <p>個別的労使紛争に係るあつ旋の実施</p> <p>個別的労使紛争（個々の労働者と使用者との間の労働条件を巡る紛争）に係るあつ旋制度を新設するとともに、地方労働委員会が知事からの委任を受けて実施し、労働相談との連携を図り、簡易・迅速な解決を図る。</p> <p>福祉事務所及び保健所の連携強化のための方策の検討</p> <p>保健・医療・福祉のバランスのとれた施策を総合的・一体的に実施するため、県の福祉事務所及び保健所のさらなる連携強化のための方策について検討する。</p>		70	<p>計画に沿って実施されているが、取組の成果（制度がうまく機能しているか）について、今後検証が必要である。</p>

7 その他

まごころケア県民運動の実施 自治体病院の経営健全化の促進や連携・機能分担の推進、「自治体病院機能再編成計画」の策定		
推進状況の評価		摘 要
記号	評点	
	63	今後の医療・福祉については、計画のための計画に取り組んでも意味がない。家庭レベルの看護介護技術の普及や自治体病院の財政健全化について実効性のある真剣な取組が必要である。

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記号	評点	
<p>まごころケア県民運動の実施</p> <p>人口の高齢化が急速に進行する中で、たとえ介護が必要な状態になっても、住み慣れた家庭や地域で共に支え合えるような福祉社会の実現を図るため、看護・介護技術等の県内全世帯への普及を目指す。</p> <p>また、介護実習・普及センター事業を実施し、高齢者介護の実習等を通じて地域住民へ介護知識・技術の普及を図るとともに、福祉用具の展示・相談体制を整備し、福祉用具の普及を図る。</p>		64	<p>計画どおり実施されているが、当事者以外への拡がりについては疑問があり、実施方法が適切・効果的であったのかなど、検証作業とその効果の把握が必要である。</p>
<p>自治体病院の経営健全化の促進や連携・機能分担の推進、「自治体病院機能再編成計画」の策定</p> <p>各圏域ごとに開催される協議組織に県も積極的に参画し、県主導で自治体病院機能再編計画の策定に向けて、各自治体とともに取り組んでいく。</p> <p>また、自治体病院機能再編成の一層の推進を図るために、「自治体病院の役割」、「地域医療と住民のあり方」等に関する講演やシンポジウムを開催し、地域住民及び医療関係者に対し、普及・啓発していく。</p>		60	<p>市町村の財政状況及び合併の方向性を踏まえて、住民ニーズに沿った自治体病院の機能再編に向けて、迅速かつ実効性ある取組にしていく必要がある。</p>

Ⅲ 簡素で効率的・効果的な行財政運営の推進

厳しい財政環境の下にあっても、社会経済情勢の変化に対応しつつ、複雑化・多様化する県民ニーズに的確に対応していくためには、施策の推進手段の多様化を進め、最少の経費で最大の効果があがるようコスト意識や経営感覚の視点にも留意し、行財政システムの簡素・効率化を図る必要があります。

このため、組織機構や職員配置の見直しによる人的資源のより適正な配分に努めるとともに、県行政の補完的役割を果たしている公社等のあり方についての見直しを含め、簡素で効率的・効果的な行政システムの整備に取り組むものとします。

また、中期的な視点に基づく財政運営の下に、施策を選択し、重点的かつ効果的な財源配分に努めるとともに、事務事業の合理化や事務改善を積極的に推進し、さらに、自己責任に基づく自律的な民間活動の展開のための環境整備に努め、事務事業の民間委託などにより行政コストの縮減に取り組むものとします。

推進状況の評価		摘 要
記号	評点	
	76	おおむね計画どおり行われているが、組織の統廃合、職員数の適正化、民間委託等の推進などについては、行政サービスレベルや業務内容を考慮した指針の下に取り組み、住民サービスの視点による評価などその取組の成果（メリット・デメリット）を具体的に把握する必要がある。また、事務事業の大胆な見直しを進め、施策の優先順位の設定に当たっては財務の視点を積極的に取り入れるなど、財政運営の抜本的な改革が求められる。

取 組 項 目	推進状況の評価		摘 要
	記号	評点	
<p>1 出先機関の抜本の見直し ～「簡素で効率的・効果的な組織」を目指して～</p> <p>地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的・効果的な行財政システムを確立するため、平成13年4月に本庁組織について、部相当組織を8部1室から7部に、課相当組織を72課・室から57課・室に抜本的に改革しました。</p> <p>出先機関についても、本庁の農林部及び水産部の統合を契機に農林水産関係出先機関を農林水産事務所に統合するなど、改革に取り組んできました。</p> <p>今後も、出先機関については、「現場主義」の観点を踏まえ、地域における関連施策の一体的な展開と連携強化を図ることも視野に入れ、統合を推進します。</p> <p>また、社会経済情勢の変化に伴い既に設置目的が達成されたと認められる出先機関や民間委託等が可能になった出先機関については、廃止します。</p>		84	<p>計画どおりの取組が行われているが、「住民サービス」の視点の評価や職員による評価を含め、実施後1年目・3年目の少なくとも2回の評価を行い、その結果に基づき、改善していく必要がある。</p>

取 組 項 目	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>2 事務処理体制の見直し ～「迅速・効率的な組織」を目指して～</p> <p>簡素で効率的・効果的な行財政システムを確立するため、事務処理体制の見直しに取り組みます。</p>		80	<p>統廃合、削減等について、形骸化・形式的なものになっていないか、また、コスト削減につながっているか、合理的かどうかなど、評価・点検する必要がある。</p>
<p>3 職員数の適正化 ～「全国トップレベルのスリムな体制」を目指して～</p> <p>定員適正化については、平成10年度から平成12年度までの3年間で、一般行政部門の職員数を152人削減するなど、積極的に取り組んできました。</p> <p>今後も、簡素で効率的・効果的な行財政システムを確立するため、職員数の適正化について、これまでの削減実績を大幅に上回る定員適正化の数値目標を設定し、積極的に定員適正化を進めます。</p>		79	<p>県全体として、職員の削減は進んだが、行政レベルの水準と職員数の適正化との関係が明確ではない。</p> <p>ITの推進など事務処理の合理化やワークシェアリングを進め、行政サービスレベルや業務内容を考慮した適正な職員配置や適正な職員数の基準・指針の下、職員数の適正化を進める必要がある。</p>
<p>4 職員給与の適正化 ～「時代にあったわかりやすい給与制度」を目指して～</p> <p>社会経済情勢の変化に合わせ、給与制度や諸手当等の適正化を推進します。</p>		69	<p>公務員の職務と給与のあり方について、県民の理解が得られ、また、県民の立場に立った合理的な見直しを進める必要がある。</p>
<p>5 財政の健全性の確保 ～「県民の理解と協力の下に進める財政運営」を目指して～</p> <p>中期的展望に立った財政の健全性の確保のための取組を一層強化するとともに、これを県民の理解と協力の下で進めていくため、予算編成過程の情報を含め、財政状況に関する情報公開を推進します。</p>		71	<p>財政情報の充実と公開は進んでいるが、それが県民の理解・議論や実質的な財政改革につながるよう取り組む必要がある。特に歳入増に結びつく政策立案に努める必要がある。</p>

取 組 項 目	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>6 効率的かつ計画的な財政運営 ～「財源の効果的・重点的な活用」を目指して～</p> <p>施策の選択・重点化を進めるなど、より一層効率的かつ計画的な財政運営を図ります。</p>		7 2	<p>財政の健全性の確保のため、事務事業の大胆な見直しを進めるとともに、施策の優先順位の設定に当たっては財務の視点からの積極的な取組を行うなど、財政運営の抜本的な改革が求められる。</p>
<p>7 公共工事コストの縮減 ～「総合的なコスト縮減」を目指して～</p> <p>県の厳しい財政環境の下で、引き続き社会資本整備を着実に進めていくため、「青森県公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」に基づき、公共工事の総合的なコスト縮減の推進に努めます。</p>		8 1	<p>具体的施策を含む一層の努力が望まれる。</p>
<p>8 民間委託等の推進 ～「外部資源の活用による減量・効率化」を目指して～</p> <p>県の厳しい財政環境下で複雑化・多様化する県民ニーズに的確に responding していくため、県と民間の役割の明確化の視点に立ち、業務の民間委託等を積極的に進めることにより、民間の活力を活用しつつ、県民サービスの向上や行政運営の一層の効率化を図ります。</p>		6 8	<p>基本的には行政がすべきことと、民間がすべきことの仕分けを行うことが必要である。また、県の業務については、民間委託にとどまらず、積極的に民間に開放する方策も検討するべきではないか。</p>
<p>9 公社等の見直し ～「スリムで効率的な公社等」を目指して～</p> <p>公社等については、県行政を補完し、また、行政と密接な分野の事業を行っていることから、独立した法人であることを勘案しつつ、社会経済情勢や県民ニーズの変化と事業経営や民間活力の活用の観点も踏まえて、統廃合等を含め、その目的のより効率的・効果的な達成のための取組を推進します。</p>		8 2	<p>青森県公社等経営委員会の報告に基づき、統廃合と経営の見直しの強力な推進が求められる。</p>

取 組 項 目	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>10 事務手続等の改善 ～「仕事がしやすい環境づくり」を目指して～</p> <p>全庁的な事務改善の実施などに取り組み、内部の事務処理の効率化を推進します。</p>		75	<p>仕事のしやすい環境づくりの目的に照らしての課題の発見に努める必要がある。また、入札システムについては、実質的な競争性を確保し、より効率的で適正な制度に改善する必要がある。</p>
<p>11 その他 ～財源確保のための地道な努力～</p> <p>県の厳しい財政環境の下で、社会経済情勢の変化に対応しつつ、複雑化・多様化する県民ニーズに的確に responding していくため、財源確保や行政コストの縮減のための方策に積極的に取り組みます。</p>		77	<p>幅広く県有財産の有効活用を図るとともに、全庁的に県税を含めた歳入確保・歳入増のための戦略・戦術を組み立て、県財政の健全化へ結び付ける必要がある。</p>

1 出先機関の抜本的見直し ～「簡素で効率的・効果的な組織」を目指して～

<p>地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的・効果的な行財政システムを確立するため、平成13年4月に本庁組織について、部相当組織を8部1室から7部に、課相当組織を72課・室から57課・室に抜本的に改革しました。出先機関についても、本庁の農林部及び水産部の統合を契機に農林水産関係出先機関を農林水産事務所に統合するなど、改革に取り組んできました。</p> <p>今後も、出先機関については、「現場主義」の観点を踏まえ、地域における関連施策の一体的な展開と連携強化を図ることも視野に入れ、統合を推進します。</p> <p>また、社会経済情勢の変化に伴い既に設置目的が達成されたと認められる出先機関や民間委託等が可能になった出先機関については、廃止します。</p>		
推進状況の評価		摘 要
記 号	評 点	
	84	<p>計画どおりの取組が行われているが、「住民サービス」の視点の評価や職員による評価を含め、実施後1年目・3年目の少なくとも2回の評価を行い、その結果に基づき、改善していく必要がある。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>【関連出先機関の統合】</p> <p>保健所、福祉事務所及び児童相談所の統合 家畜保健衛生所及び漁港事務所を農林水産事務所に統合 土木事務所、浅虫・駒込ダム建設事務所、都市公園建設事務所、港湾管理事務所及び目屋ダム管理事務所の統合 環境保健センター放射能部及び環境保健センター六ヶ所放射線監視局を新設する「原子力センター（仮称）」に統合 北海道情報センターの統合（岩手県及び秋田県と共同運営）</p>		88	<p>既成組織の統合が、組織の単なる大所帯化や異質の業務の統合になって効率性を低下させていないかなど懸念されるものの、一方では、組織の統合は固定費の削減の効果が見込まれることから、現場の職員の評価も聴きながら、「簡素で効率的・効果的な組織」となるよう積極的に取り組む必要がある。</p>
<p>【関連試験研究機関の統合】</p> <p>工業関係試験研究機関の統合 農業関係試験研究機関の統合 水産関係試験研究機関の統合 食品加工関係試験研究機関の統合</p>		87	<p>統合に伴った事務処理の合理化が必要ではないか。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>【関連人材育成機関の統合】</p> <p>高等技術専門校の統合</p> <p>農業大学校及び営農大学校のあり方の検討</p>		7 5	<p>農業大学校及び営農大学校のあり方の検討については、その進捗状況が見えないものの、機関の統合に限らず、両大学校の目的・機能のあり方を含めて検討する必要があるのではないか。</p>
<p>【出先機関の廃止】</p> <p>身体障害児療育相談所の廃止（業務を保健所に移管）</p> <p>女性就業援助センターの廃止</p> <p>地方出納事務所の廃止</p> <p>三沢渉外労務管理事務所の廃止（法定受託事務の廃止）</p> <p>計量検定所の廃止（業務の民間委託等を実施）</p> <p>消費生活センターの廃止（業務の民間委託等を実施）</p>		8 2	<p>出先機関の廃止については、住民サービスの低下にならないよう配慮し、また、住民へ周知する必要がある。</p>

2 事務処理体制の見直し ～「迅速・効率的な組織」を目指して～

簡素で効率的・効果的な行財政システムを確立するため、事務処理体制の見直しに取り組みます。		
推進状況の評価		摘 要
記 号	評 点	
	8 0	統廃合、削減等について、形骸化・形式的なものになっていないか、また、コスト削減につながっているか、合理的かどうかなど、評価・点検する必要がある。

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
(1) グループ制の導入による組織運営の見直し 中間的な組織階層（課長補佐・班長等）のフラット化により意思決定の迅速化を図り、また、柔軟な組織運営を行うため、原則として班制度を廃止して、「所属長」、「グループリーダー」及び「グループ員」で構成される「グループ制」を導入します。		8 3	職員へのアンケート等を行った上で、グループ制による連携プレーなど、メリット・デメリットに関しての評価を行う必要がある。
(2) 共通事務の処理体制の見直し 給与・旅費事務を集中化し、また、旅費の支払について口座振込制度を導入します。		8 5	
(3) 決裁区分の見直し 部長決裁から課長決裁へ決裁区分を移すなど、決裁区分の見直しを進め、行政の事務の迅速化及び効率化を図ります。		8 1	
(4) 附属機関等の適切な管理運営 審議会、懇話会等の附属機関等について、社会経済情勢の変化等を踏まえ、その必要性等の見直しを行い、統廃合を進めるなど、より一層適切な管理運営を図ります。		7 8	統廃合と同時に、広く県民が参加できる委員公募制を推進するなど、形骸化せず、内容のある充実した審議会等とするよう、その活性化に一層取り組んでいく必要がある。
(5) 本庁の課相当組織の統廃合 本庁の課相当組織について、業務内容に共通性があるもの等の統廃合を進め、現行の70課室（出納局を除く。）を大幅に削減する。		7 5	統廃合のメリット・デメリットに関して、職員による評価を含めて、点検する必要がある。

3 職員数の適正化 ～「全国トップレベルのスリムな体制」を目指して～

定員適正化については、平成10年度から平成12年度までの3年間で、一般行政部門の職員数を152人削減するなど、積極的に取り組んできました。

今後も、簡素で効率的・効果的な行財政システムを確立するため、職員数の適正化について、これまでの削減実績を大幅に上回る定員適正化の数値目標を設定し、積極的に定員適正化を進めます。

推進状況の評価		摘 要
記号	評点	
	79	<p>県全体として、職員の削減は進んだが、行政レベルの水準と職員数の適正化との関係が明確ではない。</p> <p>ITの推進など事務処理の合理化やワークシェアリングを進め、行政サービスレベルや業務内容を考慮した適正な職員配置や適正な職員数の基準・指針の下、職員数の適正化を進める必要がある。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記号	評点	
<p>【計画期間】 平成13年度から平成17年度までの5年間（平成13年4月1日から平成18年4月1日まで）</p> <p>【対象部門】 一般行政部門（教育、警察、大学、病院及び公営企業を除く部門）</p> <p>【対象職員】 5,720人（平成13年4月1日現在）</p> <p>【適正化目標】 460人（期間適正化率8% 年平均適正化率1.6%）</p> <p>【適正化方法】 民間委託の徹底、組織・機構の簡素化、事務処理の効率化、事務事業の見直し等</p>		79	<p>県全体として、職員の削減は進んだが、行政レベルの水準と職員数の適正化との関係が明確ではない。</p> <p>ITの推進など事務処理の合理化やワークシェアリングを進め、行政サービスレベルや業務内容を考慮した適正な職員配置や適正な職員数の基準・指針の下、職員数の適正化を進める必要がある。</p>

4 職員給与の適正化 ～「時代にあったわかりやすい給与制度」を目指して～

社会経済情勢の変化に合わせ、給与制度や諸手当等の適正化を推進します。		
推進状況の評価		摘 要
記号	評点	
	69	公務員の職務と給与のあり方について、県民の理解が得られ、また、県民の立場に立った合理的な見直しを進める必要がある。

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記号	評点	
(1) 給与制度の見直し 人事委員会の勧告を尊重するとともに、国において進められている公務員制度改革（「能力給（職務遂行能力に対する給与）」、「職責給（職責に対する給与）」及び「業績給（業績に対する給与）」から構成される新たな給与制度の導入並びに公正で納得性の高い新たな評価制度の導入等）の動向を踏まえ、給与制度の見直しを行います。		61	給与制度の見直しの方向性が県民に見えて来ていない。
(2) 諸手当等の見直し 社会経済情勢の変化に合わせ、諸手当等について適切な見直しを行います。		75	諸手当等の必要性が県民に見えて来ない。 県民の立場に立った合理的な見直しが必要である。

5 財政の健全性の確保 ～「県民の理解と協力の下に進める財政運営」を目指して～

<p>中期的展望に立った財政の健全性の確保のための取組を一層強化するとともに、これを県民の理解と協力の下で進めていくため、予算編成過程の情報を含め、財政状況に関する情報公開を推進します。</p>		
推進状況の評価		摘 要
記 号	評 点	
	7 1	<p>財政情報の充実と公開は進んでいるが、それが県民の理解・議論や実質的な財政改革につながるよう取り組む必要がある。特に歳入増に結びつく政策立案に努める必要がある。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>(1) 中期的な財政運営方針の策定</p> <p>今後は、時代の要請に応え得る機動的な財政運営が図られるよう中期的視点で財政基盤を強化し、財政の積極的役割と財政の健全性確保の2つの課題の両立に取り組むため、財政の健全性を確保するための運営方針を策定することとし、その策定に当たっては、財政健全性確保に向けた目標を具体的数値として設定することを検討し、中期財政見通しの収支試算を前提として、歳入・歳出の各分野における具体的な取組課題と取組方針等を明らかにしていきます。</p>		7 0	<p>中期財政運営方針（財政改革プラン）の策定は当然であり、取組が遅きに失した感がある。もっと早期に取り組むべきであった。</p> <p>歳出削減のみならず、歳入の増を図る策を真剣に追求する必要がある。</p>
<p>(2) 財政情報の充実と公開</p> <p>財政の健全性確保を円滑に推進するためには、県民の理解と協力が不可欠であり、今後、財政運営について県民に対する説明責任を果たし、県民議論を高めていくため、財政状況に係る情報の充実を図り、予算編成過程の情報公開を推進します。</p> <p>このため、これまでの予算、決算、財政報告書等に加え、発生主義会計の手法による財政情報の的確な把握のため、既に作成・公表している普通会計貸借対照表（バランスシート）のほかに、その対象とする会計の拡大や行政コスト計算書の作成を行い、評価・改善を重ねることとし、総合的に、よりわかりやすく情報提供を行うよう取り組んでいきます。</p> <p>また、予算編成過程の透明性を高めるため、予算案（予算の概要、計上の主なるもの等）の公表に加え、予算の要求段階の情報の公開に取り組みます。</p>		6 9	<p>財政情報の充実と公開は進んでいると認められ、取組は評価できるが、まだ十分とは言えない。それが県民の理解・議論につながるよう取り組む必要がある。</p>

6 効率的かつ計画的な財政運営 ～「財源の効果的・重点的な活用」を目指して～

施策の選択・重点化を進めるなど、より一層効率的かつ計画的な財政運営を図ります。		
推進状況の評価		摘 要
記号	評点	
	7 2	財政の健全性の確保のため、事務事業の大胆な見直しを進めるとともに、施策の優先順位の設定に当たっては財務の視点からの積極的な取組を行うなど、財政運営の抜本的な改革が求められる。

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記号	評点	
(1) 中期財政見通しと毎年度の予算編成との連携 中期視点での財政の健全性確保のため、その運営方針を策定するほか、毎年度の当初予算編成方針の策定に当たっては、その検討の手がかりを得るため、中期財政見通しについて、定期的に改定・公表することとします。		7 9	進展はしているが、表面的なものにとどまっている。
(2) 施策の選択と重点化の推進 「政策マーケティングシステム」の成果を活用した施策の選択と重点化の推進 予算編成に当たっては、施策の選択と重点化及び各部局の政策連携を促進し、財源の重点的かつ効率的な配分により政策経費の充実を図ります。 また、「政策マーケティングシステム」の成果を政策・施策立案へ反映させる仕組みに係る検討を踏まえ、優先すべき施策課題や重視すべき施策の方向を明らかにし、それらの施策について予算の重点配分を行います。 新規主要事業の予算要求段階からの公表 適切な事業の選択及び予算編成過程の透明性を高めるため、新規主要事業について、その目的、成果目標、手法の適切性等の観点から、全庁横断的に議論及び検討をし、その内容について予算要求段階から公表することとします。		7 6	「政策マーケティングシステム」の成果が、施策の選択と重点化に活用されるかどうか、懸念される。

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>(3) 財政負担の平準化</p> <p>大規模な施設整備の平準化・効率的な整備と整備計画の公表</p> <p>本県の投資的経費の規模の水準や今後相当な規模で推移すると見込まれる東北新幹線建設費への優先的な対応を踏まえ、大規模な施設整備については、将来の財政負担に留意し、事業費の平準化を図ります。</p> <p>また、大規模な施設整備（運営を含む。）については、PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等）による整備手法を必ず1つの選択肢として検討するなど、最も効率的な整備手法の選択を行うほか、計画段階からその必要性や緊急性、人件費を含むランニングコスト等を踏まえた費用対効果の検討を行い、その結果を公表することとします。</p> <p>公債費の平準化対策</p> <p>公債費については、今後相当規模で増加することが見込まれることから、既発債の借換や新発債の償還年限の延長等の公債費の平準化対策に取り組みます。</p>		7 4	<p>費用対効果の検討を行うことは、今の時期に最も求められている。財政に対する中長期的な展望・責任がないままに行政が運営されてきたことの負担が大きい。</p>
<p>(4) 効率的な予算編成及び予算執行</p> <p>部局の主体性を生かした予算編成の仕組みの導入</p> <p>予算編成の効率化を図るため、「事務事業評価システム」の定着状況を踏まえながら、財政的視点での検討が必要なものを除く事務事業等について、各部局が責任を持って主体的に予算編成に取り組むことができる仕組みの導入に取り組めます。</p> <p>効率的な予算執行の推進</p> <p>「予算執行の適正化に係る改善策」（平成9年2月12日）に基づき、予算の適時適切な執行及び節減合理化を積極的に奨励するとともに、節減努力に対するメリットシステムを推進します。</p> <p>また、事務事業等の優先度を勘案した計画的・効率的な執行及び歳入の増額確保により、年度を通じた財政運営の健全性確保に努め、歳出予算の不用額や歳入における増収が生じた場合には、県債の発行抑制や財源調整のための基金への積立てを優先させることとします。</p>		6 4	<p>平成16年度予算編成で一定の成果が見られたが、今後も部局の主体性を生かしたものとなるよう努めて欲しい。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>(5) 事務事業等の見直し</p> <p>「事務事業評価システム」による事務事業等の見直し</p> <p>事務事業等については、財政の健全性確保に努めつつ、県民ニーズに的確に応えていくため、常にその見直しを行うことが重要です。</p> <p>このため、「事務事業評価システム」のより一層の充実・活用により、県関与の妥当性、市町村・民間との役割分担の明確化、社会経済情勢の変化への対応等の視点に立ち、スクラップ・アンド・ビルドの原則の下、既存事業の大胆な見直しを進めます。</p> <p>また、補助金を含むすべての事務事業等に終期を設定し、終期が到来したものについては、廃止を原則として厳しく見直す「サンセット方式」を徹底します。</p> <p>事務事業及び県費単独補助金の整理合理化</p> <p>事務事業及び県費単独補助金については、「事務事業評価システム」の活用等により、終期を前倒しして廃止するなど、徹底した整理合理化に取り組めます。</p> <p>【事務事業の整理合理化の状況】 (表 略)</p> <p>【県費単独補助金の整理合理化の状況】 (表 略)</p>		77	<p>事務事業の見直しに当たっては、財政の健全性の確保の視点に立ち、聖域なく、大胆に行うことが望まれる。事務事業の優先順位の設定に関しては、財務の視点からの積極的な取組が求められる。</p>

7 公共工事コストの縮減 ～「総合的なコスト縮減」を目指して～

<p>県の厳しい財政環境の下で、引き続き社会資本整備を着実に進めていくため、「青森県公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」に基づき、公共工事の総合的なコスト縮減の推進に努めます。</p>		
推進状況の評価		摘 要
記号	評点	
	81	具体的施策を含む一層の努力が望まれる。

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記号	評点	
<p>「青森県公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」に基づくコスト縮減の推進 青森県公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画 【目標期間】平成12年度から平成20年度まで 【施 策】 工事コストの低減 工事の時間的コストの低減 ライフサイクルコストの低減 工事における社会的コストの低減 工事の効率性向上による長期的コストの低減</p>		81	具体的施策を含む一層の努力が望まれる。

8 民間委託等の推進 ～「外部資源の活用による減量・効率化」を目指して～

<p>県の厳しい財政環境下で複雑化・多様化する県民ニーズに的確に応えていくため、県と民間の役割の明確化の視点に立ち、業務の民間委託等を積極的に進めることにより、民間の活力を活用しつつ、県民サービスの向上や行政運営の一層の効率化を図ります。</p>		
推進状況の評価		摘 要
記 号	評 点	
	6 8	<p>基本的には行政がすべきことと、民間がすべきことの仕分けを行うことが必要である。また、県の業務については、民間委託にとどまらず、積極的に民間に開放する方策も検討するべきではないか。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>(1) 民間委託の推進</p> <p>民間委託に関する基本指針を策定し、民間委託が適当な業務について、行政責任の確保等に留意しながら、民間委託を推進します。</p>		7 2	<p>委託に伴うリスク管理も考慮するなど、実効性のある委託のための環境づくりも必要である。県民サービスの向上などにつながる民間委託となるように、民間委託を行うのに適する業務及び委託先の合理的な選定方法を十分検討する必要がある。</p>
<p>(2) P F I の活用</p> <p>P F I（民間資金等の活用による公共施設等の整備等）の活用の基本的な考え方や手順を示す「P F I活用指針（仮称）」を策定し、P F I手法の適正かつ円滑な活用を図ります。</p>		6 2	<p>財政改革プランにより「ハコモノ」整備が凍結されたとしても、P F Iの活用については、地元企業の能力強化につながるあり方など、今後の公共施設の整備手法として検討していく必要がある。</p>

9 公社等の見直し ～「スリムで効率的な公社等」を目指して～

<p>公社等については、県行政を補完し、また、行政と密接な分野の事業を行っていることから、独立した法人であることを勘案しつつ、社会経済情勢や県民ニーズの変化と事業経営や民間活力の活用の観点も踏まえて、統廃合等を含め、その目的のより効率的・効果的な達成のための取組を推進します。</p>		
推進状況の評価		摘 要
記 号	評 点	
	8 2	青森県公社等経営委員会の報告に基づき、統廃合と経営の見直しの強力な推進が求められる。

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>(1) 公社等の統廃合等の推進</p> <p>社会経済情勢の変化の中で公社等を取り巻く経営環境が著しく変化していることから、時代の要請に応え、県民サービスの確保を第一義に、公社等で行っている事業を今後も公社等で行っていくことが適切であるかどうかの観点からの検討を含めて、「公社等の統廃合等の推進に関する提言」（平成13年3月青森県公社等経営委員会）において示された「公社等の統廃合等の推進に関する基準」を尊重しつつ、次のとおり統廃合等を進めるほか、さらに積極的に公社等の統廃合等に取り組みます。</p> <p>【公社等の統廃合等計画】</p> <p>統合</p> <p>〔平成13年度〕</p> <p>財団法人青森県栽培漁業公社と社団法人青森県栽培漁業振興協会の統合</p> <p>〔平成14年度〕</p> <p>社会福祉法人青森県社会福祉事業団と財団法人青森県長寿社会振興財団の統合</p> <p>社団法人青森県農村開発公社と社団法人青森県農業経営改善支援センターの統合</p> <p>財団法人青森県建設技術センターと財団法人青森県下水道公社の統合</p> <p>管理部門の統合</p> <p>〔平成14年度〕</p> <p>青森県土地開発公社、青森県道路公社及び青森県住宅供給公社の管理部門の統合</p> <p>廃止</p> <p>〔平成13年度末〕</p> <p>財団法人青森県出稼協会の廃止</p> <p>〔平成14年度末〕</p> <p>社団法人青森県肉用牛開発公社の廃止</p>		8 0	

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>(2) 公社等の経営の見直し等 目標指向型経営の推進</p> <p>青森県公社等経営委員会の報告等を踏まえ、経営改善策を実施していくほか、県と密接な関係を有する公社等については、中長期経営計画を策定することとし、中長期経営計画と実績との比較検証を行うことなどにより目標指向型経営を推進します。</p> <p>運営状況評価及び外部評価制度の導入</p> <p>公社等の経営悪化が県財政に過大な負担を招くことがないように、また、公社等の目的が効率的に達成されるよう、公社等の運営状況について評価を行うとともに、会計専門家等の民間有識者で構成される委員会による外部評価の導入に取り組みます。</p> <p>経営情報等の積極的な公表</p> <p>公社等の設立目的や社会的役割、実質経営責任者の経営理念・目標、業務及び財務に関する情報の公開を推進します。</p> <p>経営の自立化及び経営責任の明確化等</p> <p>公社等の経営に関する責任等の明確化を図る観点から、公社等の理事長等の役職に対する県幹部職員の充て職の廃止に向けて取り組むとともに、県が関与すべき範囲の明確化のための県負担の限度（経営責任）等についての検討を行います。</p>		8 3	<p>おおむね計画どおりに実施されているが、外部評価制度及び経営責任の明確化については、早期に確立する必要がある。また、公社等の経営状況が県財政へ及ぼす影響も少なからず懸念されることから、公社等の経営状況については、適切に評価・監視していく必要がある。</p>

10 事務手続等の改善 ～「仕事がしやすい環境づくり」を目指して～

全庁的な事務改善の実施などに取り組み、内部の事務処理の効率化を推進します。		
推進状況の評価		摘 要
記号	評点	
	75	仕事のしやすい環境づくりの目的に照らしての課題の発見に努める必要がある。また、入札システムについては、実質的な競争性を確保し、より効率的で適正な制度に改善する必要がある。

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記号	評点	
<p>(1) 事務改善の推進</p> <p>全庁的な視点に立った事務改善を推進するため、その基本方針となる「事務改善推進ビジョン(仮称)」を策定し、これに基づき個別テーマのリストアップを行い、計画的な改善に取り組みます。</p> <p>また、職員一人ひとりが、毎年、少なくとも一つの事務改善を実施する「ひとり・一改革運動(仮称)」を展開し、事務の効率化等を着実に推進します。</p>		76	効果測定を行う必要がある。
<p>(2) 文書処理等の改善</p> <p>「行政文書総合管理システム」により文書処理を行い、文書の処理、保存の方法などの効率化を図るほか、県例規集の電子データ化を進め、改廃の更新の迅速化及び県例規集の発行部数の合理化を図ります。</p>		77	文書処理事務の効率化と同時にこれに伴うリスク管理を考える必要がある。
<p>(3) 財務会計制度の見直し</p> <p>財務会計制度について、事務処理のIT化及び行政組織改革の方向性を踏まえ、事務手続の簡素化、事務処理の省力化等の観点から積極的な見直しを行います。</p>		79	

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>(4) 入札システムの改善</p> <p>公共工事における手続の透明性と公平性を確保し、競争性を高めることにより、公共工事に対する県民の信頼を確保するとともに、公共工事のコスト削減を図るため、公共工事の入札・契約制度のあり方などについて、より効果的な入札システムへの改善を目指した検討を行います。</p> <p>また、公共工事及び物品調達に係るインターネット入札の導入について、国における状況を参考としながら、研究に取り組みます。</p>		5 8	<p>実質的な競争性を確保し、より効率的な入札システムになるよう改善することが求められる。</p> <p>談合などの不正を行った業者については、より長期間排除するなど、談合の根絶につながる方策を考える必要がある。</p>
<p>(7) その他</p> <p>精神障害者通院医療費公費負担申請及び精神障害者保健福祉手帳交付事務の電算化</p> <p>精神保健福祉法に基づく通院医療費公費負担制度及び精神障害者手帳制度についての交付事務と個人データ台帳管理等を電算処理することにより、事務の効率化を図るとともに、統計情報等を活用し、今後の精神保健福祉施策の効果的な推進に資するものである。</p>		8 5	<p>個人データの保護に細心の注意を払うことを要望する。</p>

11 その他 ～財源確保のための地道な努力～

<p>県の厳しい財政環境の下で、社会経済情勢の変化に対応しつつ、複雑化・多様化する県民ニーズに的確に応えていくため、財源確保や行政コストの縮減のための方策に積極的に取り組みます。</p>		
推進状況の評価		摘 要
記号	評点	
	77	<p>幅広く県有財産の有効活用を図るとともに、全庁的に県税を含めた歳入確保・歳入増のための戦略・戦術を組み立て、県財政の健全化へ結び付ける必要がある。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記号	評点	
<p>(1) 県有財産の有効活用等</p> <p>積極的に県有地等の県有財産の有効利用を図るほか、県有建築物について、県有建築物全体の耐用年数期間中の保守管理等のコスト縮減などに資するため、ファシリティマネジメントを取り入れた県有建築物全体の有効活用やストックマネジメント（施設保全）等を含めた総合的な管理手法の検討に取り組みます。</p> <p>また、不用資産については、一般競争入札の予定価格の事前公表を行うなど、積極的な売却に取り組みます。</p> <p>ファシリティマネジメント</p> <p>組織・団体等が保有し、又は使用する施設・設備を対象とし、その在り方を最適に保つことを目的として、総合的・長期的視野に立ち、多角的な知識・技術を活用して行う計画・管理活動。ファシリティ（施設・設備）を経営資源としてとらえ、経営的視点から総合的に企画・管理・活用し、経済的なコストで生産性の高い施設を最小限にタイムリーに供給する経営管理手法</p>		76	<p>ファシリティマネジメント実施に向け、人材育成・確保を含めた取組を進めつつ、かつ、幅広く県有財産の有効活用を図り、県財政の健全化へ結び付ける必要がある。</p>
<p>(2) 県税の確保</p> <p>県税の増収と税負担の公平確保のため、課税客体の捕そくなどに、なお一層努めます。</p>		75	<p>税務当局に限らず、全庁的に、県税収入確保のための戦略・戦術も必要ではないか。</p>

IV 時代変化へ対応する県政の推進

少子・高齢社会の到来、国際化・高度情報化の進展、環境問題の顕在化などの社会経済情勢の変化に対応しつつ、県政の抱える重要課題に的確かつ機敏に対応しなければなりません。また、地方分権の推進とともに、自らの責任と判断で地域の特性を十分に活用した主体的な地域づくりを進め、個性的で活力のある地域社会を創造していくことが求められています。

このため、これまでの行政改革において取り組んだ「政策マーケティングシステム」や「事務事業評価システム」などを活用して県の役割の明確化を図るとともに、施策の立案、実施方法の選択及び実施という構図の下に、施策を点検評価し、立案・実施へ反映させる政策の評価機能の充実に努めるなど、時代の変化に応じた行財政システムへの見直しを進め、青森県のもつ豊かな自然、歴史・文化等の固有の資源を活用した総合的な施策展開の基盤づくりを進めるものとします。

また、市町村、県民、市民活動団体等や民間企業などとの連携の下に施策を進めていくため、これらの間における役割の調整や適切な規制、支援などの総合的な行政の推進への環境整備に努めるものとします。

自立した市町村による豊かな分権型社会の実現を目指し、自主的な市町村合併と市町村への事務権限の移譲を進めるものとし、また、個性豊かな地域づくりを目指して、県と市町村が対等・協力の関係の下、それぞれの役割分担を踏まえつつ、連携して政策を進めるものとします。

推進状況の評価		摘 要
記 号	評 点	
	6 7	時代変化に対応する基盤づくり、環境整備への取組はおおむね進んでいるものの、取組の具体的成果がまだ十分に見えて来ていない。今後、幅広く県民の参加を求めながら、市町村の自立、県境を越えた新しい関係、民間との新しい関係など、次の時代の県政の姿を描き、具体的な問題解決に結び付けていく必要がある。

取 組 項 目	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
1 自治の基盤の整備 ～「地方分権の時代に対応した新しい県政」を目指して～ 地方分権の確立の視点に立った行政運営を的確に行っていくため、時代の変化に対応した行財政システムの整備を図ります。		7 0	政策の評価と人材の育成・確保についての取組は進んでいるが、財政改革など諸情勢が一段と厳しくなっている状況を踏まえ、早急に成果につなげていくことが求められる。財政再建団体にならないよう税財源対策を一層強化し、産業政策のあり方にも踏み込む必要がある。

取 組 項 目	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>2 市町村の行政体制の整備の推進 ～「市町村の自立」を目指して～</p> <p>地方分権の時代における県と市町村との新しい関係を構築するため、自主的な市町村合併と市町村への事務権限の移譲を推進します。</p>		6 8	<p>自主的な市町村合併の推進や権限移譲の取組は行われているが、地方分権の時代の地方自治体のあり方が見いだせていない状況であり、三県合体の課題も含めて、引き続き市町村や地域住民の参加の下で主体的な地域づくりの議論を深めていく必要がある。そのため多面的な情報提供を積極的に支援することが重要である。</p>
<p>3 市町村との連携協力の推進 ～「個性豊かな地域づくりのための実りある連携」を目指して～</p> <p>地方分権の時代において、県と市町村とが対等なパートナーとして、連携協力するための取組を推進します。</p>		7 2	<p>連携協力のための取組が行われ、一定の成果を上げているが、今後は、残留農薬問題、県境産業廃棄物問題等で、市町村との連携が問題となった近年の事例を検証し直すなど、より実効性のある取組としていく必要がある。県と市町村との対等なパートナーシップ構築のためにはまだまだ意識的な努力が必要ではないか。</p>
<p>4 隣接道県との連携強化 ～「県境を越えた新しい関係の構築」を目指して～</p> <p>少子・高齢社会の到来、国際化・高度情報化の進展、環境問題の顕在化などの社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、県境を越えた隣接道県との連携強化を図ります。</p>		6 3	<p>北東北三県の交流連携の取組は進んでいるが、県境の産業廃棄物問題のように具体的問題の解決を目指す連携が、これからの課題である。</p> <p>三県合体について</p>

取組項目	推進状況の評価		摘要
	記号	評点	
<p>そのため、北海道・東北地域が一体となった新たな文化・経済圏を創出しようという「津軽海峡軸構想」、北東北三県の交流・連携を図る「北東北広域連携構想」、北海道道南地域との交流・連携を図る「青函インターブロック交流圏構想」の各交流・連携構想等を通じた取組を推進します。</p>			<p>は、道州制の意義も視野に入れながら、県民的議論に広げる必要がある。また、津軽海峡軸構想については、改めて青函交流圏の意義に戻って組み立て直す必要がある。</p>
<p>5 民間との連携・協働へ向けた取組の推進 ～「民間との新しい関係の構築」を目指して～</p> <p>県と民間とが役割の明確化の下、連携・協働していくための環境整備など、民間との連携・協働へ向けた取組を推進します。</p>		67	<p>取組自体は明らかに進んでいるが、実質的、実効的な取組の実感がなく、形式的な取組に流れている面があるように思われる。この分野については、県民の参加意欲を引き出すよう積極的な情報提供（具体的な取組実績の検証）やリレーション活動を進めることで、実感の伴う連携、協働を積み重ねていくことが重要な課題である。</p>
<p>6 環境に配慮した行政の推進 ～「環境にやさしい県政」を目指して～</p> <p>「青森県環境計画」に基づく環境保全施策を積極的に進めるほか、県自らの事務事業から生じる環境への負荷を継続的に改善していくとともに、省エネルギー・省資源の推進による行政コストの低減に資するため、ISO14001環境マネジメントシステムの適切な運用を図り、また、「地球にやさしい青森県行動プラン」などに基づく取組を推進します。</p>		66	<p>計画に基づいて進んでいるが、産業廃棄物問題や農薬問題などがあり、県庁全体の環境への配慮が進んだかどうかの面では不十分な点も見られる。</p>

1 自治の基盤の整備 ～「地方分権の時代に対応した新しい県政」を目指して～

<p>地方分権の確立の視点に立った行政運営を的確に行っていくため、時代の変化に対応した行財政システムの整備を図ります。</p>		
推進状況の評価		摘 要
記 号	評 点	
	70	<p>政策の評価と人材の育成・確保についての取組は進んでいるが、財政改革など諸情勢が一段と厳しくなっている状況を踏まえ、早急に成果につなげていくことが求められる。財政再建団体にならないよう税財源対策を一層強化し、産業政策のあり方にも踏み込む必要がある。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>(1) 政策の形成・評価の機能の充実</p> <p>「政策マーケティングシステム」の充実</p> <p>県民の生活満足度の向上と効率的な県政の運営を目指し、「政策マーケティングシステム」の検討の成果として「政策マーケティングブック」を作成しています。この「政策マーケティングブック」では、民間企業などで行われているマーケティングの考え方を取り入れながら、県民満足度の観点から、指標を選び、それぞれ近い将来に実現したい水準を「めざそう値」として示しています。</p> <p>この「政策マーケティングブック」に基づき、「めざそう値」の達成度を毎年度評価し、公表するとともに、評価指標や「めざそう値」の設定手法等の見直しに取り組みます。</p> <p>「事務事業評価システム」及び「公共事業評価システム」の充実</p> <p>「事務事業評価システム」において、スクラップ・アンド・ビルドの原則、経営の視点及び県の役割の明確化の視点を踏まえて、事務事業の大胆な見直しを進めるとともに、外部評価によりシステム全体に対する改善方向などについて助言を得ながら、システムの改善及び充実を図ります。</p> <p>また、公共事業の効率性や実施過程の透明性の向上を図るため、「公共事業評価システム」において、事業採択後一定期間経過した時点で未着工の事業や継続中の事業等について再評価を行っていくほか、公共事業の事業採択に当たり、事業の重点化や効率性、効果性及び透明性の向上を図る</p>		74	<p>全国的にも注目されている政策マーケティングをはじめとして、新プラン施策評価、事務事業評価、公共事業評価、研究開発評価など、個々の評価システムは充実してきた。今後は、各評価システムの一層の充実とともに、評価システム相互の連携、予算編成など政策形成への反映、特に新基本計画との関係が重要である。そのためにも県民への周知が重要な課題となる。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>ため、「公共事業事前評価システム」の導入に向けて調査・検討に取り組みます。</p> <p>各評価システムの連携</p> <p>「政策マーケティングシステム」の「県民の生活満足度向上の視点」を「事務事業評価システム」や「公共事業評価システム」などの各種の評価システムに取り入れながら、これらの連携の促進を図ります。</p> <p>「政策形成推進調査研究事業」等の推進</p> <p>施策の総合調整・重要施策の立案の基礎となる調査研究を行う「政策形成推進調査研究事業」を推進するなど、政策形成機能の充実を図ります。</p> <p>統計情報の利活用の推進</p> <p>社会経済情勢の変化に対応した統計情報の戦略的な加工、分析及び研究を行うとともに、施策等の波及効果の測定、評価等を行い、各行政分野における施策の立案に資する。</p> <p>政策総合調整機能の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合調整機能及び政策評価機能の強化 ・ 地方分権の本格化に対応した地域づくりの支援体制の強化 ・ 農林水産の総合的な推進 ・ むつ小川原開発に対する執行体制の見直しと産業創出・企業誘致体制の強化 ・ 県土の総合的基盤整備のための体制強化 			
<p>(2) 人材の確保及び育成</p> <p>地方分権の時代に的確に対応し、地域住民の福祉の一層の向上を図り、個性的で活力のある地域社会を構築するためには、行政の担い手となる職員について、優秀な人材を確保し、その資質・能力の開発を積極的に行い、それを有効に活用していくことが必要です。このため、今後、更に優秀な人材を確保・育成するための方策について、充実強化を図ります。</p> <p>【人材確保と庁外との人事交流】</p> <p>多様な人材を確保するための採用制度の整備</p> <p>時代の変化等に対応した有効な施策立案等を推進するため、高度な専門能力や多様な資質・経験を有する人材を確保するための採用制度の導入に</p>		70	<p>人材確保、人材交流の実績は認められるものの、財政改革や組織改革に対応する人材の流動化・精鋭化のために、系統的・組織的・抜本的な取組が必要である。</p> <p>また、職員配置における庁内公募制や女性職員登用などで職員の「ヤル気」を引き出すとともに、県民視点に立った事務処理能力の</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>ついて検討します。</p> <p>庁外との人事交流制度の導入</p> <p>県政の各分野にわたり政策形成に有用な人材を 発掘し、これらの人材と職員の協働による県政運 営の活性化を図るため、庁外との人事交流制度の 導入について検討します。</p> <p>【職員の人材育成の推進と適切な人事評価】</p> <p>職員研修の充実強化等</p> <p>研修は、職員の人材育成の上で最も重要な柱の ひとつであり、職員の従事業務や能力に応じた効 果的な研修を的確に実施していく必要があります。</p> <p>このため、施策実現の中心となる所属長を対象 とした「所属長研修」を新たに実施するほか、政 策形成能力やコスト感覚といった今後特に重視さ れる能力等の開発に重点を置いた研修メニューの 整備や通信教育の充実・強化など、研修体系全般 にわたる点検・見直しを実施します。</p> <p>また、個別の職員研修について、その成果の的 確な把握に努め、より効果的・効率的な職員研修 を実施します。</p> <p>さらに、職員が着実に研修を受講できる体制の 強化を図るとともに、「研修レポート制度」や職 場研修の実施により、研修受講後の継続的な能力 開発を推進します。</p> <p>長期的・計画的なジョブローテーションの実施</p> <p>採用から退職に至るまでの職員としての全期間 において、職員の自発性と人事評価等を組み入れ た計画的な人事管理を推進するため、まずは、管 理部門と事業部門、本庁と出先機関など、異なる セクションを幅広く経験させ、職員個々の能力、 適性、志向等を把握し、それらを踏まえ、次のス テップの配置管理等に反映させていくことを基本 モデルとする長期的・計画的なジョブローテーシ ョンを実施します。</p> <p>職員配置における庁内公募制の拡大</p> <p>職員の能力の有効活用と挑戦意欲の向上を図る ため、特定の職務への従事を希望する職員を庁内 から公募して配置する庁内公募制について、公募 制の対象とする職務の範囲を拡大し、制度内容の 一層の充実を図ります。</p>			<p>向上など、職員の人材 育成が的確に実施され ているかどうか常に検 証していくべきであ る。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>女性職員の積極的登用等</p> <p>女性職員の能力と意欲を積極的に県政に反映させるため、女性職員の一層の登用と職域の拡大を図ります。</p> <p>人事評価システムの整備</p> <p>能力・実績主義に基づく人事管理の推進と的確な能力把握による職員の効果的育成等を図るための公正で納得性の高い人事評価システムの整備を図ります。</p>			
<p>(3) 税財源の充実</p> <p>法定外普通税や法定外目的税の新税の創設の可能性についての検討を進めるとともに、国からの税財源の移譲の推進など地方税財源の充実確保の早期実施等について、全国知事会等地方六団体を通じて、国へ働きかけます。</p>		64	<p>財政基盤が脆弱なことと国に依存するところが大きいことから、税財源の充実は大変難しい課題である。しかし、新税の導入など努力は認められる。全国の地方自治体と連携して、「三位一体の改革」が単なる地方の財源の縮小とならないよう、一層の努力が求められる。さらに、税財源の充実につながるような産業政策が必要である。</p>

2 市町村の行政体制の整備の推進 ～「市町村の自立」を目指して～

<p>地方分権の時代における県と市町村との新しい関係を構築するため、自主的な市町村合併と市町村への事務権限の移譲を推進します。</p>		
推進状況の評価		摘 要
記 号	評 点	
	6 8	<p>自主的な市町村合併の推進や権限移譲の取組は行われているが、地方分権の時代の地方自治体のあり方が見いだせていない状況であり、三県合体の課題も含めて、引き続き市町村や地域住民の参加の下で主体的な地域づくりの議論を深めていく必要がある。そのための多面的な情報提供を積極的に支援することが重要である。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>(1) 自主的な市町村合併の推進</p> <p>自立した市町村による豊かな分権型社会の実現を目指し、「青森県市町村合併推進要綱」（平成12年10月）に基づき、情報提供、財政支援、体制整備等を行うことにより、自主的な市町村合併を積極的に進めます。</p>		6 9	<p>これまでの県の取組姿勢は評価する。合併の最終段階に向けて、市町村と住民の円滑な関係の維持、合併後の地域社会の安定や主体的な地域づくりに関する助言など、自主的な取組に対する支援の強化が望まれる。特に地域住民による多様な意見の表明の動きを支援すべきである。また、現行の合併特例法の期限切れ後も、引き続き自主的な市町村合併を推進すべきである。</p>
<p>(2) 市町村への事務権限の移譲の推進</p> <p>住民に身近な事務はできるだけ住民に身近な市町村が主体的に完結して行うことが望ましいという観点から、県と市町村の役割の明確化を図りつつ、密接な連携を保ちながら、市町村への事務権限の移譲を推進します。なお、事務権限の移譲に当たっては、市町村の意見を踏まえ、財源措置や技術面の援助などに配慮します。</p>		6 7	<p>計画した権限移譲は進められているが、まだ、全体的な方向や計画が見えていない。策定委員会の精力的な検討を待ちたい。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
(7) その他 広域市町村圏行政の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人化されていない広域市町村圏協議会を対象に広域連合制度を活用した事務の共同処理を推進する。 ・ 広域連合が実施する推進体制整備事業及び基盤整備事業に対して補助を行う。 ・ 各広域市町村圏内の一部事務組合の整理統合を推進する。 		70	これまでどおり、市町村合併の今後の進展を勘案しながら適切に取り組んでいく必要がある。特に、同一圏内における合併市町村と合併しなかった市町村との関係の円滑な調整に留意していくべきである。

3 市町村との連携協力の推進 ～「個性豊かな地域づくりのための実りある連携」を目指して～

<p>地方分権の時代において、県と市町村とが対等なパートナーとして、連携協力するための取組を推進します。</p>		
推進状況の評価		摘 要
記 号	評 点	
	7 2	<p>連携協力のための取組が行われ、一定の成果を上げているが、今後は、残留農薬問題、県境産業廃棄物問題等で、市町村との連携が問題となった近年の事例を検証し直すなど、より実効性のある取組としていく必要がある。県と市町村との対等なパートナーシップ構築のためにはまだまだ意識的な努力が必要ではないか。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>(1) 市町村と連携した政策の推進</p> <p>個性豊かな地域づくりを目指して、県と市町村が、対等・協力の関係の下、それぞれの役割分担を踏まえつつ、連携して政策を推進します。このための政策の広域的調整や県・市町村の共同事業などの取組を進めます。</p>		6 9	<p>個別の取組は実施されているが、実際に連携が必要な地域の重要課題や危機管理の対応については不十分なケースがある。連携が問題となった近年の事例を検証し直す必要がある。また、情報通信ネットワークの構築を急ぐべきである。</p>
<p>(2) 市町村との人事交流の推進</p> <p>県と市町村の連携を進め、また、県職員と市町村職員が相互に幅広い見識を養うため、「青森県職員と市町村職員との人事交流に関する規程」に基づき、県と市町村の若手職員の相互人事交流を実施します。</p>		7 5	<p>今後も対等な立場での交流を積極的に推進する必要がある。事例なども提示しながら、具体的成果に結びつけたい。</p>

4 隣接道県との連携強化 ～「県境を越えた新しい関係の構築」を目指して～

<p>少子・高齢社会の到来、国際化・高度情報化の進展、環境問題の顕在化などの社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、県境を越えた隣接道県との連携強化を図ります。</p>		
推進状況の評価		摘 要
記 号	評 点	
	6 3	<p>北東北三県の交流連携の取組は進んでいるが、県境の産業廃棄物問題のように具体的問題の解決を目指す連携が、これからの課題である。</p> <p>三県合体については、道州制の意義も視野に入れながら、県民的議論に広げる必要がある。また、津軽海峽軸構想については、改めて青函交流圏の意義に戻って組み立て直す必要がある。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>隣接道県との連携強化</p> <p>北海道・東北地域が一体となった新たな文化・経済圏を創出しようという「津軽海峽軸構想」、北東北三県の交流・連携を図る「北東北広域連携構想」、北海道道南地域との交流・連携を図る「青函インターブロック交流圏構想」の各交流・連携構想等を通じた取組を推進します。</p>		6 3	<p>北東北三県の交流連携の取組は進んでいるが、県境の産業廃棄物問題のように具体的問題の解決を目指す連携が、これからの課題である。</p> <p>三県合体については、道州制の意義も視野に入れながら、県民的議論に広げる必要がある。また、津軽海峽軸構想については、改めて青函交流圏の意義に戻って組み立て直す必要がある。</p>

5 民間との連携・協働へ向けた取組の推進 ～「民間との新しい関係の構築」を目指して～

<p>県と民間とが役割の明確化の下、連携・協働していくための環境整備など、民間との連携・協働へ向けた取組を推進します。</p>		
推進状況の評価		摘 要
記 号	評 点	
	67	<p>取組自体は明らかに進んでいるが、実質的、実効的な取組の実感がなく、形式的な取組に流れている面があるように思われる。この分野については、県民の参加意欲を引き出すよう積極的な情報提供（具体的な取組実績の検証）やリレーション活動を進めることで、実感の伴う連携、協働を積み重ねていくことが重要な課題である。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>(1) パートナーシップ構築の推進 「パートナーシップ構築推進事業」として、県民との協働を推進するための仕組みづくりについて検討を進め、県民と県とのパートナーシップの構築を図ります。</p>		70	<p>ビジョンの策定は進んでいるようであるが、具体的な取組が県民に見えにくい。このことは、パートナーシップの構築のねらいからすると、非常に重要な問題であり、早急に改善する必要がある。実験的な事業も含め、今後の実施方法を検討すべきである。</p>
<p>(2) 県民主体による政策形成の促進 県民主体による質の高い政策形成を行うための新たな中核組織として設立した「あおもり県民政策ネットワーク」に対して支援を行うとともに、政策形成に関わる情報の提供など、県民主体による政策形成を促進します。</p>		70	<p>「あおもり県民政策ネットワーク」への支援は進んでいるが、県民主体による政策形成が十分に広まっているようには見えない。引き続き、成果を検証し、反映方法の検討を進め、県民による政策形成や県行政への反映を、さらに拡大していく必要がある。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
(3) 公共的サービスの担い手の拡大へ向けた環境整備 公益目標の達成に当たって役割の一端を担うことが期待される公共的団体や公共的サービスを行う民間事業者等に対し、その団体等の性格に応じて、事業の運営状況についての情報公開を行うよう働きかけ、また、各種研修会の活用等により個人情報の保護に対する理解を深め、その事業活動等の透明性の向上や個人情報の保護の充実を図るなど、公共的サービスの担い手の拡大へ向けた環境の整備を図ります。		6 3	情報公開の要請や個人情報保護の研修などを行っているが、公共的サービスの担い手の拡大へ向けた環境整備の内容としては不十分である。今後の実効ある取組が期待される。
(4) ボランティア活動等に取り組みやすい環境づくり ボランティア活動団体等の交流会の開催やボランティア活動等に関する情報誌の発行等を通じ、ボランティア活動等に取り組みやすい環境づくりを推進します。		6 8	計画どおり実施され、県民的な広がりも認められる。今後、ボランティアの自主性・自発性を尊重し、引き出すような取組の一層の強化が期待される。
(7) その他 イベントにおける実行委員会方式の活用		6 6	実行委員会方式の利点がきちんと活かされているか検証する必要がある。

6 環境に配慮した行政の推進 ～「環境にやさしい県政」を目指して～

<p>「青森県環境計画」に基づく環境保全施策を積極的に進めるほか、県自らの事務事業から生じる環境への負荷を継続的に改善していくとともに、省エネルギー・省資源の推進による行政コストの低減に資するため、ISO14001環境マネジメントシステムの適切な運用を図り、また、「地球にやさしい青森県行動プラン」などに基づく取組を推進します。</p>		
推進状況の評価		摘 要
記 号	評 点	
	6 6	<p>計画に基づいて着実に進んでいるが、産業廃棄物問題や農薬問題などがあり、県庁全体の環境への配慮が進んだかどうかの面では不十分な点も見られる。</p>

取 組 事 項	推進状況の評価		摘 要
	記 号	評 点	
<p>「青森県環境計画」に基づく環境保全施策を積極的に進めるほか、県自らの事務事業から生じる環境への負荷を継続的に改善していくとともに、省エネルギー・省資源の推進による行政コストの低減に資するため、ISO14001環境マネジメントシステムの適切な運用を図り、また、「地球にやさしい青森県行動プラン」などに基づく取組を推進します。</p> <p>青森県環境計画 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例に基づく「青森県環境基本構想」に掲げる青森県の望ましい環境像や基本方針を実現し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための総合的な計画（平成10年度から平成18年度までを計画期間とする。）</p> <p>地球にやさしい青森県行動プラン 平成11年度を基準として平成16年度までに県の事務事業における温室効果ガスの総排出量を7%削減することを目標とし、計画(Plan) 実施(Do) 点検(Check) 見直し(Action)のPDCAサイクルにより、省エネルギー・省資源に向けた取組を行うもの</p>		6 6	<p>計画に基づいて着実に進んでいるが、産業廃棄物問題や農薬問題などがあり、県庁全体の環境への配慮が進んだかどうかの面では不十分な点も見られる。</p>

推進状況の評価結果一覧（最終ステージ）

推進項目	取組項目	取組事項	推進状況の評価				
			記号	評点	評点の内訳		
					取組事項の実施状況	取組目標の達成度	
						取組の成果の状況	効果の状況
(100)	(70)	(20)	(10)				
公正で透明な開かれた県政の推進			75	56	14	5	
1 行政手続制度等の充実			81	60	15	6	
(1) 行政手続制度の円滑な運用			80	59	15	6	
(2) 法令適用事前確認手続の導入			87	64	16	7	
(3) 各種通達の公表			75	56	14	5	
2 情報公開の推進			70	51	14	5	
(1) 情報公開制度の円滑な運用			81	60	15	6	
(2) 行政文書総合管理システムの整備			50	36	10	4	
(3) 個人情報保護制度の円滑な運用			80	58	16	6	
3 情報発信機能の充実			74	56	13	5	
(1) 情報共有基盤の充実			73	55	13	5	
(2) インターネット等を活用した行政情報の提供			74	56	13	5	
4 県民参加の推進			72	55	12	5	
(1) 県民参加システムの充実			69	54	10	5	
(2) 審議会等の委員の公募の拡大等			73	55	13	5	
県民本位の行政サービス提供の推進			70	51	13	6	
1 行政手続の簡素化			72	53	13	6	
(1) 規制緩和の推進			67	49	12	6	
(2) 申請、届出等の手続の簡素化			71	53	12	6	
(3) 県税の電子申告制度の導入等			76	56	14	6	
2 窓口及び公共施設サービスの向上			73	53	13	7	
(1) 窓口サービスの向上			75	55	13	7	
(2) 公共施設の利便性の向上			70	50	13	7	
3 出先機関等の機能の充実			69	51	12	6	
(1) 出先機関への権限委譲の推進			70	52	12	6	
(2) 保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実			63	45	12	6	
(3) 交番・駐在所の機能強化			80	59	14	7	
(4) 試験研究機関及び人材育成機関等の充実			64	47	11	6	
(7) その他			70	53	11	6	
7 その他			63	45	12	6	
まごころケア県民運動の実施			64	46	12	6	
自治体病院の経営健全化の促進や連携・機能分担の推進、「自治体病院機能再編成計画」の策定			60	43	11	6	
簡素で効率的・効果的な行政運営の推進			76	57	13	6	
1 出先機関の抜本的見直し			84	61	16	7	
関連出先機関の統合			88	65	16	7	
関連試験研究機関の統合			87	65	15	7	
関連人材育成機関の統合			75	53	16	6	
出先機関の廃止			82	59	16	7	
2 事務処理体制の見直し			80	60	14	6	
(1) グループ制の導入による組織運営の見直し			83	61	16	6	
(2) 共通事務の処理体制の見直し			85	61	16	8	
(3) 決裁区分の見直し			81	59	15	7	
(4) 附属機関等の適切な管理運営			78	61	12	5	
(5) 本庁の課相当組織の統廃合			75	57	12	6	
3 職員数の適正化			79	59	14	6	
職員数の適正化			79	59	14	6	
4 職員給与の適正化			69	52	11	6	
(1) 給与制度の見直し			61	47	9	5	
(2) 諸手当等の見直し			75	57	12	6	
5 財政の健全性の確保			71	53	12	6	
(1) 中期的な財政運営方針の策定			70	54	11	5	
(2) 財政情報の充実と公開			69	51	12	6	

推進項目	取組項目	取組事項	推進状況の評価				
			記号	評点 (100)	評点の内訳		
					取組事項 の実施状 況	取組目標の達成度	
						取組の成 果の状況	効果の 状況
(70)	(20)	(10)					
	6 効率的かつ計画的な財政運営		72	55	12	5	
	(1) 中期財政見通しと毎年度の予算編成との連携		79	60	14	5	
	(2) 施策の選択と重点化の推進		76	58	13	5	
	(3) 財政負担の平準化		74	58	11	5	
	(4) 効率的な予算編成及び予算執行		64	49	10	5	
	(5) 事務事業等の見直し		77	59	13	5	
	7 公共工事コストの縮減		81	61	14	6	
	公共工事コストの縮減		81	61	14	6	
	8 民間委託等の推進		68	51	11	6	
	(1) 民間委託の推進		72	54	12	6	
	(2) P F I の活用		62	47	10	5	
	9 公社等の見直し		82	62	14	6	
	(1) 公社等の統廃合等の推進		80	61	13	6	
	(2) 公社等経営の見直し等		83	63	14	6	
	10 事務手続等の改善		75	57	13	5	
	(1) 事務改善の推進		76	57	13	6	
	(2) 文書処理等の改善		77	59	13	5	
	(3) 財務会計制度の見直し		79	61	13	5	
	(4) 入札システムの改善		58	44	9	5	
	(7) その他		85	63	16	6	
	11 その他		77	59	12	6	
(1) 県有財産の有効活用等		76	59	11	6		
(2) 県税の確保		75	58	12	5		
時代変化へ対応する県政の推進		67	51	11	5		
1 自治の基盤の整備		70	52	12	6		
(1) 政策の形成・評価の機能の充実		74	54	14	6		
(2) 人材の確保及び育成		70	52	12	6		
(3) 税財源の充実		64	49	10	5		
2 市町村の行政体制の整備の推進		68	52	11	5		
(1) 自主的な市町村合併の推進		69	51	12	6		
(2) 市町村への事務権限の移譲の推進		67	52	10	5		
(7) その他		70	53	12	5		
3 市町村との連携協力の推進		72	55	12	5		
(1) 市町村と連携した政策の推進		69	53	11	5		
(2) 市町村との人事交流の推進		75	57	13	5		
4 隣接道県との連携強化		63	47	11	5		
隣接道県との連携強化		63	47	11	5		
5 民間との連携・協働へ向けた取組の推進		67	51	11	5		
(1) パートナーシップ構築の推進		70	53	12	5		
(2) 県民主体による政策形成の促進		70	53	11	6		
(3) 公共的サービスの担い手の拡大へ向けた環境整備		63	48	10	5		
(4) ボランティア活動等に取り組みやすい環境づくり		68	51	12	5		
(7) その他		66	50	11	5		
6 環境に配慮した行政の推進		66	50	11	5		
環境に配慮した行政の推進		66	50	11	5		
ま と め		73	54	13	6		

取組事項の推進状況の評価結果一覧表（最終ステージ）

推進項目	取 組 項 目	取 組 事 項 の 評 価						評点の 平均点
		記 号 の 区 分						
						x	計	
公正で透明な 開かれた県政 の推進	1 行政手続制度等の充実		3				3	80.67
	2 情報公開の推進		2	1			3	70.33
	3 情報発信機能の充実		2				2	73.50
	4 県民参加の推進		2				2	71.00
	計		9	1			10	74.20
県民本位の行 政サービス提 供の推進	1 行政手続の簡素化		3				3	71.33
	2 窓口及び公共施設サービスの向上		2				2	72.50
	3 出先機関等の機能の充実		3	2			5	69.40
	7 その他			2			2	62.00
	計		8	4			12	69.17
簡素で効率 的・効果的な 行財政運営の 推進	1 出先機関の抜本的見直し		4				4	83.00
	2 事務処理体制の見直し		5				5	80.40
	3 職員数の適正化		1				1	79.00
	4 職員給与の適正化		1	1			2	68.00
	5 財政の健全性の確保		2				2	69.50
	6 効率的かつ計画的な財政運営		4	1			5	74.00
	7 公共工事コストの縮減		1				1	81.00
	8 民間委託等の推進		1	1			2	67.00
	9 公社等の見直し		2				2	81.50
	10 事務手続等の改善		4	1			5	75.00
	11 その他		2				2	75.50
計		27	4			31	76.19	
時代変化へ対 応する県政の 推進	1 自治の基盤の整備		2	1			3	69.33
	2 市町村の行政体制の整備の推進		3				3	68.67
	3 市町村との連携協力の推進		2				2	72.00
	4 隣接道県との連携強化			1			1	63.00
	5 民間との連携・協働へ向けた取組の推進		4	1			5	67.40
	6 環境に配慮した行政の推進		1				1	66.00
計		12	3			15	68.27	
合 計		56	12			68	72.91	

この表は、「取組事項」の単位での評価を集計し、取りまとめたものである。

取組項目の推進状況の評価結果一覧表（最終ステージ）

推 進 項 目	取 組 項 目 の 評 価						評点の 平均点
	記 号 の 区 分						
					×	計	
公正で透明な開かれた県政の推進		4				4	74.25
県民本位の行政サービス提供の推進		3	1			4	69.25
簡素で効率的・効果的な行財政運営の推進		11				11	76.18
時代変化へ対応する県政の推進		5	1			6	67.67
合 計		23	2			25	72.72

この表は、「取組項目」の単位での評価を集計し、取りまとめたものである。

推進状況の評価結果一覧（最終ステージ）

(評点内訳別百点換算)

推進項目	取組項目	取組事項	推進状況の評価				
			記号	評点	評点の内訳		
					取組事項の実施状況	取組目標の達成度	取組の成果の状況
公正で透明な開かれた県政の推進				75.00	80.00	70.00	50.00
1 行政手続制度等の充実				81.00	85.71	75.00	60.00
(1) 行政手続制度の円滑な運用				80.00	84.29	75.00	60.00
(2) 法令適用事前確認手続の導入				87.00	91.43	80.00	70.00
(3) 各種通達の公表				75.00	80.00	70.00	50.00
2 情報公開の推進				70.00	72.86	70.00	50.00
(1) 情報公開制度の円滑な運用				81.00	85.71	75.00	60.00
(2) 行政文書総合管理システムの整備				50.00	51.43	50.00	40.00
(3) 個人情報保護制度の円滑な運用				80.00	82.86	80.00	60.00
3 情報発信機能の充実				74.00	80.00	65.00	50.00
(1) 情報共有基盤の充実				73.00	78.57	65.00	50.00
(2) インターネット等を活用した行政情報の提供				74.00	80.00	65.00	50.00
4 県民参加の推進				72.00	78.57	60.00	50.00
(1) 県民参加システムの充実				69.00	77.14	50.00	50.00
(2) 審議会等の委員の公募の拡大等				73.00	78.57	65.00	50.00
県民本位の行政サービス提供の推進				70.00	72.86	65.00	60.00
1 行政手続の簡素化				72.00	75.71	65.00	60.00
(1) 規制緩和の推進				67.00	70.00	60.00	60.00
(2) 申請、届出等の手続の簡素化				71.00	75.71	60.00	60.00
(3) 県税の電子申告制度の導入等				76.00	80.00	70.00	60.00
2 窓口及び公共施設サービスの向上				73.00	75.71	65.00	70.00
(1) 窓口サービスの向上				75.00	78.57	65.00	70.00
(2) 公共施設の利便性の向上				70.00	71.43	65.00	70.00
3 出先機関等の機能の充実				69.00	72.86	60.00	60.00
(1) 出先機関への権限委譲の推進				70.00	74.29	60.00	60.00
(2) 保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実				63.00	64.29	60.00	60.00
(3) 交番・駐在所の機能強化				80.00	84.29	70.00	70.00
(4) 試験研究機関及び人材育成機関等の充実				64.00	67.14	55.00	60.00
(7) その他				70.00	75.71	55.00	60.00
7 その他				63.00	64.29	60.00	60.00
まごころケア県民運動の実施				64.00	65.71	60.00	60.00
自治体病院の経営健全化の促進や連携・機能分担の推進、「自治体病院機能再編成計画」の策定				60.00	61.43	55.00	60.00
簡素で効率的・効果的な行財政運営の推進				76.00	81.43	65.00	60.00
1 出先機関の抜本的見直し				84.00	87.14	80.00	70.00
関連出先機関の統合				88.00	92.86	80.00	70.00
関連試験研究機関の統合				87.00	92.86	75.00	70.00
関連人材育成機関の統合				75.00	75.71	80.00	60.00
出先機関の廃止				82.00	84.29	80.00	70.00
2 事務処理体制の見直し				80.00	85.71	70.00	60.00
(1) グループ制の導入による組織運営の見直し				83.00	87.14	80.00	60.00
(2) 共通事務の処理体制の見直し				85.00	87.14	80.00	80.00
(3) 決裁区分の見直し				81.00	84.29	75.00	70.00
(4) 附属機関等の適切な管理運営				78.00	87.14	60.00	50.00
(5) 本庁の課相当組織の統廃合				75.00	81.43	60.00	60.00
3 職員数の適正化				79.00	84.29	70.00	60.00
職員数の適正化				79.00	84.29	70.00	60.00
4 職員給与の適正化				69.00	74.29	55.00	60.00
(1) 給与制度の見直し				61.00	67.14	45.00	50.00
(2) 諸手当等の見直し				75.00	81.43	60.00	60.00
5 財政の健全性の確保				71.00	75.71	60.00	60.00
(1) 中期的な財政運営方針の策定				70.00	77.14	55.00	50.00
(2) 財政情報の充実と公開				69.00	72.86	60.00	60.00

推進項目	取組項目	取組事項	推進状況の評価				
			記号	評点	評点の内訳		
					取組事項の実施状況	取組目標の達成度	取組の成果の状況
	6 効率的かつ計画的な財政運営			72.00	78.57	60.00	50.00
	(1) 中期財政見通しと毎年度の予算編成との連携			79.00	85.71	70.00	50.00
	(2) 施策の選択と重点化の推進			76.00	82.86	65.00	50.00
	(3) 財政負担の平準化			74.00	82.86	55.00	50.00
	(4) 効率的な予算編成及び予算執行			64.00	70.00	50.00	50.00
	(5) 事務事業等の見直し			77.00	84.29	65.00	50.00
	7 公共工事コストの縮減			81.00	87.14	70.00	60.00
	公共工事コストの縮減			81.00	87.14	70.00	60.00
	8 民間委託等の推進			68.00	72.86	55.00	60.00
	(1) 民間委託の推進			72.00	77.14	60.00	60.00
	(2) P F I の活用			62.00	67.14	50.00	50.00
	9 公社等の見直し			82.00	88.57	70.00	60.00
	(1) 公社等の統廃合等の推進			80.00	87.14	65.00	60.00
	(2) 公社等経営の見直し等			83.00	90.00	70.00	60.00
	10 事務手続等の改善			75.00	81.43	65.00	50.00
	(1) 事務改善の推進			76.00	81.43	65.00	60.00
	(2) 文書処理等の改善			77.00	84.29	65.00	50.00
	(3) 財務会計制度の見直し			79.00	87.14	65.00	50.00
	(4) 入札システムの改善			58.00	62.86	45.00	50.00
	(7) その他			85.00	90.00	80.00	60.00
	11 その他			77.00	84.29	60.00	60.00
(1) 県有財産の有効活用等			76.00	84.29	55.00	60.00	
(2) 県税の確保			75.00	82.86	60.00	50.00	
時代変化へ対応する県政の推進			67.00	72.86	55.00	50.00	
1 自治の基盤の整備			70.00	74.29	60.00	60.00	
(1) 政策の形成・評価の機能の充実			74.00	77.14	70.00	60.00	
(2) 人材の確保及び育成			70.00	74.29	60.00	60.00	
(3) 税財源の充実			64.00	70.00	50.00	50.00	
2 市町村の行政体制の整備の推進			68.00	74.29	55.00	50.00	
(1) 自主的な市町村合併の推進			69.00	72.86	60.00	60.00	
(2) 市町村への事務権限の移譲の推進			67.00	74.29	50.00	50.00	
(7) その他			70.00	75.71	60.00	50.00	
3 市町村との連携協力の推進			72.00	78.57	60.00	50.00	
(1) 市町村と連携した政策の推進			69.00	75.71	55.00	50.00	
(2) 市町村との人事交流の推進			75.00	81.43	65.00	50.00	
4 隣接道県との連携強化			63.00	67.14	55.00	50.00	
隣接道県との連携強化			63.00	67.14	55.00	50.00	
5 民間との連携・協働へ向けた取組の促進			67.00	72.86	55.00	50.00	
(1) パートナーシップ構築の推進			70.00	75.71	60.00	50.00	
(2) 県民主体による政策形成の推進			70.00	75.71	55.00	60.00	
(3) 公共的サービスの担い手の拡大へ向けた環境整備			63.00	68.57	50.00	50.00	
(4) ボランティア活動等に取り組みやすい環境づくり			68.00	72.86	60.00	50.00	
(7) その他			66.00	71.43	55.00	50.00	
6 環境に配慮した行政の推進			66.00	71.43	55.00	50.00	
環境に配慮した行政の推進			66.00	71.43	55.00	50.00	
ま と め			73.00	77.14	65.00	60.00	

青森県行政改革推進委員会各分科別委員名簿

分科会	座長	氏名	役職等
第一分科会	公正で透明な開かれた県政の推進	石田 隆志	情報産業労働組合連合会青森県協議会議長
		黒瀬 信夫	N H K 青森放送局副局長
		佐々木 孝昌	津鉄観光(株)代表取締役社長
		野月 ひさ子	あおりデザイン協会事務局長
		中山 安弘	青森県議会総務企画常任委員会委員長
		細越 善次郎	公認会計士
		三浦 賢治	八戸大学商学部教授
第二分科会	県民本位の行政サービス提供の推進	長内 幸子	青森県地域婦人団体連合会理事
		佐々木 義樓	(社)青森県医師会会長
		神 久治	(株)みちのく銀行五所川原支店長
		田中正子	青森県介護福祉協会理事
		中橋 勇一	(協)プランニングネットワーク東北理事長
		松野 美智子	(社)県建築士会女性部長
		山縣 勝彦	青森県漁業士会副会長
第三分科会	簡素で効率的・効果的な行財政運営の推進	石岡 千鶴子	ダイヤモンドアップル経営
		川村 数彦	自治労青森県本部執行委員長
		工藤 雅世	青森大学社会学部助教授
		塩野 勝幸	(株)東奥日報社事業局長
		新町 正之	サンアイホーム(株)代表取締役
		清野 優美子	青森県農政審議会委員
		程川 竜児	日本青年会議所東北地区青森ブロック協議会会長
		山上 義信	青森県市長会事務局次長
第四分科会	時代変化へ対応する県政の推進	天内 良子	天野屋商店経営
		小川 千恵	あおり「こどもの文化」推進会議委員
		柏谷 弘陽	特定非営利活動法人エッグ理事長
		木村 勝弘	青森県町村会事務局長
		児山 正史	弘前大学人文学部助教授
		高山 貢	(株)青森銀行総合企画部次長
		升田 世喜男	青森県議会総務企画常任委員会副委員長
		山谷 文子	環境緑花工業(株)取締役

委員長

委員長職務代理者

各分科会座長

各分科会座長職務代理者